

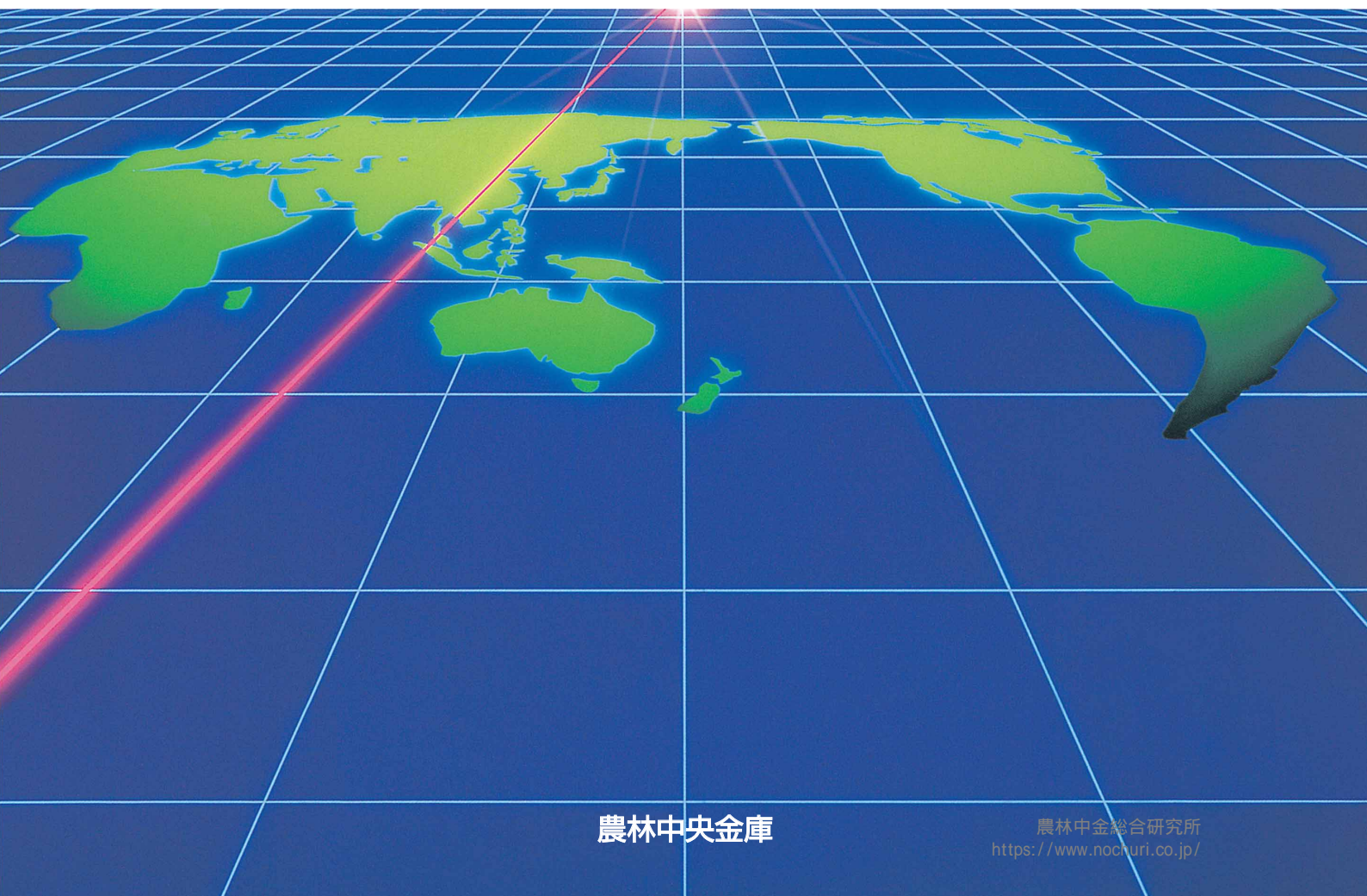
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 **6** JUNE

農業・農政論と地域の課題

- 戦後日本の農業思想と農政論
- 地域における獣害対策と農協の役割



地域の回復力（レジリエンス）を支える総合農協

2020年の世界は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経済および金融市場はもろろんのこと、人々の日常生活に大きな混乱をもたらしている。5月初旬の執筆時点で世界的にいまだ感染者と死者の増加が続いており、特効薬やワクチンの開発にはかなりの時間がかかるとみられ、収束については不透明な情勢である。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大においては、日本農業にも甚大な影響が生じている。例えば、農業生産現場では休園・休校に伴う養育での休業、外国人技能実習生の来日の遅れなどにより、労働力不足がさらに深刻化している。また、需要面においては、イベントや外出自粛などにより消費が減退し、小・中学校の休校では学校給食用の食材廃棄なども報道されるなど生鮮品を中心に大きな損害をもたらした。そして、4月7日に発出された緊急事態宣言により、経済および社会活動はさらに強い制約を受けることとなった。

JAグループは、こうした事態に対し、その事業と活動を通じて、農業者や地域住民支援のための様々な取組みを行っている。それらは総合事業だからできる包括的な支援であり、金融面から営農面、さらに、生活面に及ぶ広範囲なものである。例えば、金融面では組合員の緊急的な資金需要への対応、営農面では需要が喪失した農畜産物の新たな販路開拓（例えば、給食向け食材の用途変更や販売先確保、加工品開発、各種即売会など）や消費拡大運動などの呼びかけ、生活面では、営業自粛で雇用継続が難しい観光業などから農業への就業支援や家庭支援のため子ども食堂への食材提供、女性部による福祉施設への手作りマスク寄贈など、あらゆる方面に広がっている。

そもそもJAグループは、相互扶助組織として、こうした危機には、歴史的に迅速かつ広範な取組みを行ってきた。これは前身ともいえる産業組合から続くもので、例えば、1923年に発災した関東大震災では、全国に向け被災組合の支援呼びかけがすでに行われている。当時の全国購買組合聯合会の会員あて報告には「震災地方の会員の為には、産業組合相互間に於いて、此際物資の融通を企画するの必要を認め、(中略) 共存共栄を主義とする産業組合は特に意を用ひ相互共済の実を挙げられんことを希望します」とある。その後も、昭和恐慌時などの危機に産業組合は農業者と農村の支援のために大きな役割を果たした。第二次大戦後、総合農協として出発してからも幾度となく危機は訪れた。21世紀だけをみても2001年のBSEの発生、10年口蹄疫の流行、そして、戦後最悪の自然災害となった11年の東日本大震災など、危機が生じる度、全国のJAグループが総力を挙げてその支援にあたった。今回は、日本全体の食料安全保障の意味でもその役割は非常に大きいと考える。

協同組合の「一人は万人のために、万人は一人のために」支えあうという理念そのものが、危機から回復するための力となる。とくに日本の総合農協は、農業だけでなく、その多様な事業と人的資源を通じ、地域の社会・経済と相互に深く結びついている。総合農協がその事業と活動を通じて、本来の役割を果たすことがそのまま地域の回復力（レジリエンス）につながる。未曾有の事象だからこそ、協同組合が持つ力を結集し、地域の社会・経済を支えることが問われている。

（株）農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 内田多喜生・うちだ たきお

今月のテーマ

農業・農政論と地域の課題

今月の窓

地域の回復力（レジリエンス）を支える総合農協
（株）農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 内田多喜生

戦後日本の農業思想と農政論

清水徹朗 — 2

地域における獣害対策と農協の役割

藤田研二郎 — 22

情勢

2018年の農業経営の動向

長谷 祐 — 36

談話室

これからの食料システムに求められるもの

立命館大学 食マネジメント学部 教授 新山陽子 — 20

統計資料 — 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

戦後日本の農業思想と農政論

理事研究員 清水徹朗

〔要 旨〕

戦後、日本経済や国際環境の変化に対応して進められた農政展開のなかで、様々な論者が日本農業を論じ農政のあり方に関する主張を行ってきた。

戦後の日本農業の出発点である農地改革は、農村の貧困解消と民主化に貢献した。また、農業基本法は経営規模拡大と技術革新による生産性向上と農業所得増大を目指したが、これに対し生産性や農民層分解など様々な視点から日本農業の分析が行われた。

一方、日本農法論や農業水利の研究も盛んになり、また近代農法を批判した有機農業も唱えられたが、日本経済の国際化の進展に伴って経済界から農政改革を求める意見が強まり、そのなかで農業は先進国型産業だとしたNIRAレポートが注目を浴びた。

さらに、ウルグアイラウンドで農業保護削減の合意がなされ、日本は米制度改革等の農政改革を進める一方、中山間地域対策を導入したが、地球サミットを契機に農業環境政策が唱えられるようになった。近年では、農地集積、六次産業化、輸出拡大など「農業成長産業化」を掲げた農政が展開されているが、農業政策は成長よりも環境、循環、地域を重視したものに改めるべきである。

目 次

はじめに

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 農地改革と農村民主化論 | 7 バイオテクノロジーの発展と「農業・先進国
型産業論」 |
| 2 農業基本法と農業近代化論 | 8 国際貿易交渉と農政改革論 |
| 3 国家独占資本主義論と農民層分解論 | 9 中山間地域問題と多面的機能論 |
| 4 有畜農業論と複合経営論 | 10 食品安全性問題とフードシステム論 |
| 5 日本農法論と農業水利論 | 11 TPPと農業成長産業論 |
| 6 公害問題の発生と有機農業論 | 12 新しい基本計画と今後の日本農業のあり方 |

はじめに

筆者は、昨年「日本農政思想の系譜」として江戸期以降の農政思想の展開を概観する論考を書いたが（『農林金融』2019年8月号）、本稿では、前稿では1節で触れたのみであった戦後の農業思想と農政論について、どのような論者がどのような主張を行ってきたのかを概説する。

筆者は北関東の都市近郊農村で1956年に生まれ、高度経済成長の過程で日本農業が変貌していく姿を目の当たりにしてきた。その背景と要因を理解したいと考え学生時代に「農業経済学」を学んだが、大学卒業後に就職した農林中央金庫では、産業調査室において2年余り農業機械と食品産業の調査に従事し、その後、農林中金総合研究所で約30年間、日本の農業と農業政策、環境問題、協同組合の調査・研究を行ってきた。この間、全国各地の農村を訪問するとともに海外の農業調査も行い、そのなかで得た知見を本誌等で発表してきた。

また、調査・研究を進める過程で日本農業に関する論文や著書も多数読んできたが、まさに「百家争鳴」で、それぞれの信念に基づいた日本農業論が展開されてきた。そのなかには、一般読者向けの本や雑誌記事がある一方で、一部の専門家にしか理解できないような専門用語（「ジャーゴン」）や数学を多用した論文・著書もあり、特に研究者の論文は細部にこだわり過ぎるあまり、現場の農業者や農政担当者とは大きく乖離

していると感じることが多かった。^(注1) こうした論考の多くは農業経済学者によるものであったが、農業は「経済」だけで成り立っているわけではなく、生物学、生態学、土壌学、社会学、地理学、歴史学、法学など多方面から論ずるべき産業であり、また「日本農業」といっても様々な部門があり地域差も大きい^(注2)ため、日本農業の実態やビジョンは一言で語ることはできないと痛感してきた。こうした観点からも、近年の「農政改革論」や「農業成長産業論」は単純思考で一面的であると考えている。^(注2) 本稿は、以上のような問題意識を踏まえ、筆者がこれまで学んできた戦後の農業思想と農政論をたどることにより、今後の日本農業のあり方を考えてみたい。

(注1) 例えば、最近出版された黒田諠『米作農業の政策効果分析』（2015）、『日本農業の生産構造と生産性』（2017）は、トランスログ型関数を用いて日本農業の統計データを詳しく分析しているが、生産性とコスト以外一切視野に入っておらず、また理論的・実証的な研究だとしているが、数学的装いの割には出している結論は単純で政策的含意に乏しい。

(注2) 例えば、奥原正明『農政改革』（2019）

1 農地改革と農村民主化論

戦後の日本農業の出発点は、戦前の地主－小作関係を解体して自作農体制を確立した農地改革であった。総力戦となった太平洋戦争は日本の敗戦という結果で終結し、GHQの占領下で戦後改革が進められた。その主な内容は、新憲法制定（国民主権、平和主義）、教育改革（教育勅語の廃止と教育基本法制定）、労働基本権確立、財閥解体であり、

農業分野では、農地改革が実施されるとともに農業会が解体された。

小作問題は、大正期からの農政上の重大問題であり、戦前においても農地制度の改革を求める政治勢力は存在したし、小作問題の解決に注力した研究者や官僚（農林省）も多くおり、小作調停法（1924年）や農地調整法（1938年）が制定され自作農創設維持事業が行われた。終戦直後に農林大臣に就任した松村謙三^(注3)は農地改革の必要性を強く主張し、早くも45年11月には農地改革案（第一次）が策定され、12月に農地調整法が改正された。しかし、GHQはその内容が不十分であるとして、同年12月に日本政府に対してより抜本的な改革案を作成するよう指示し（「農地改革に関する覚書」）、46年10月に第二次農地改革法（自作農創設特別措置法と農地調整法改正）^(注4)が制定された。その後、47～50年に政府が小作地を地主から買い上げ小作農に売り渡す農地改革が実施され、その結果、日本のほとんどの農家は1ha程度の自作農となった。

農地改革において日本側で最も重要な役割を果たしたのは和田博雄（1903～67）であり、和田は、第一次は農林省農政局長として、第二次は農林大臣として農地改革に取り組んだ。和田は「農業社会の民主化なしで日本の民主化は有りえない」とし、農地改革の意義について「封建制を打破し日本の民主化の地盤の創造である」と発言した（『和田博雄遺稿集』1981）。

農地改革の評価に関して多くの論議が行われ、山林解放が不十分等の批判も一部に

あったが、①農村の貧困の最大要因であった小作料の負担が軽減した、②農家の生産意欲が高まり農業生産の増加につながった、③農村民主化の基礎となり政治的安定をもたらした、と評価することができ、また農村市場の拡大によりその後の高度経済成長に寄与したといえよう。しかし、農地改革の成果（自作農主義）を固定化するために制定された農地法（52年）は、日本農業の零細構造を維持し規模拡大の阻害要因になったという面もあった。

また、GHQは日本の軍国主義的統制経済を農村部から支えた農業会（43年に産業組合と農会が統合）の解散を命じ、47年に民主主義・協同組合の原理に基づく農協法が制定され、さらに農業改良普及制度、農業共済組合、農業委員会系統など日本農業を支える組織が設けられた。

一方、終戦直後の日本では食糧難と中国等からの引揚者^(注6)が深刻な問題であり、政府は45年11月に戦後緊急開拓事業（5年で100万戸、154万haを目標）を打ち出し、51年までに21万戸が山間部の未墾地を中心に開拓事業に取り組んだ。戦後開拓は、その後多くの離農者を出したものの、酪農や高原野菜等で優良な産地として発展した地域も多くあった。

(注3) 終戦直後の農林大臣（農商大臣）は千石興太郎（終戦時は石黒忠篤）であったが、50日で退任し、その後松村謙三が就任した。

(注4) GHQの顧問として来日したラデジンスキー（1899～1975）の思想が農地改革に大きな影響を与え、また日本の歴史に詳しいハーバート・ノーマンもGHQで働いていた。ラデジンスキーは、ウクライナ生まれでロシア革命後米国に移住し、米国農務省でアジア諸国の農業を研究していた。

日本農業にも精通しており、スターリンによる農業集団化に対し批判的見解を持っていた（『農業改革—貧困への挑戦—』（1984））。

（注5）農地改革の経緯は大和田啓気『秘史日本の農地改革』（1981）が詳しい。農地改革を巡る諸見解（大内兵衛、山田盛太郎、近藤康男、東畑四郎等）は、『昭和後期農業問題論集—農地改革論Ⅰ、Ⅱ』に掲載してある。

（注6）旧満州や戦地から引き揚げてきた日本人は約600万人いたと推計されている。また、当時、軍事産業解体に伴う失業問題も深刻であった。

2 農業基本法と農業近代化論

日本はサンフランシスコ講和条約を締結し52年に占領体制を終えたが、朝鮮戦争（50～53年）に伴う特需を契機に日本経済は徐々に回復し、55年より高度経済成長の時代に入った。その後、日本経済は重化学工業を中心に「投資が投資を呼ぶ」状況が続き、都市部を中心に国民の所得水準が向上したが、農業者の所得は低水準であり、日本農業の零細性克服と生産性向上が大きな課題となった。

こうしたなかで、西ドイツ（55年）やイギリス（57年）での農業法制定の動きを受けて日本でも農業政策の基本法を求める声が高まり、政府は59年4月に農林漁業基本問題調査会（会長東畑精一、事務局長小倉武一）を設置し、農業研究者を総動員して農業政策のあり方に関する検討を行った。調査会の報告書「農業の基本問題と基本対策」（60年5月）では、農業者の所得が低位である要因の分析と、所得政策（価格政策）、生産政策、構造政策の検討を行い、規模拡大と技術革新による生産性向上と農業所得増大を提言した。そして、この報告書を受け

て61年6月に農業基本法が制定された。

農業基本法は、その目的を「農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、…農業の近代化と合理化を図って、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活が営むことができるようにする」（前文）としており、そのために政府が行うべき施策を列挙している（第2条）。その中で、「農業構造の改善」として、「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化」を挙げている。また、第2章「農業生産」で選択的拡大、生産性向上、基盤整備、農業技術高度化、農業災害対策、第3章「農産物等の価格及び流通」で農産物価格政策、流通合理化、輸入対策、輸出振興、第4章「農業構造の改善等」で自立経営農家育成、協業の助成、教育・研究・普及が書かれており、農業基本法は農業政策全般にわたる内容を含んでいた。そして、この基本法に基づいて農業構造改善事業が進められるとともに農地法が一部改正され、農業近代化資金が設けられた。

農業基本法は高度経済成長に対応した農業政策の基本方針であったということができ、その後、酪農・畜産や施設園芸が発展し、また農業機械化が進展して日本農業の労働生産性は大きく向上した。その一方で、農家の兼業化が進行して稲作を中心に日本農業の零細構造は維持され、また食糧制度のもと生産者米価が引き上げられて米の生産過剰をもたらすなどの問題が起き、農業基本法が当初想定したのとは異なる状況が

(注7)
現れた。

農業基本法制定において最も大きな影響を与えたのは東畑精一^(注8)であった。東畑はドイツ・ボン大学でシュンペーターに学び、シュンペーターの経済理論を日本農業に適用して分析した『日本農業の展開過程』(1936)を執筆し、日本における「近代経済学」の導入に重要な役割を果たした人物であった。そのため農業基本法においても、生産性向上、技術革新、企業的農業経営育成、金融の機能など東畑の経済思想が強く反映していた(篠崎尚夫『東畑精一の経済思想』(2008))。

明治期以降の日本の農業経済学、農業経営学はドイツ農学(テア、チューネン、ゴルツ、エレボー、ブリンクマン)の強い影響を受けてきたが、戦後は米国の農業経済学(特にヘディとシュルツ)の影響が強まった。E.O.ヘディ(1916~87)は、シカゴ大学を卒業後アイオワ州立大学で農業経済学を教えた米国農業経済学会の中心的人物であり、ミクロ経済学の手法を農業分野に応用した著作を多数執筆した^(注9)。また、T.W.シュルツ(1902~98)は、シカゴ大学教授で79年にノーベル経済学賞(スウェーデン国立銀行賞)を受賞するなど農業経済学の第一人者^(注10)であり、日本でも多くの著作が翻訳された。ヘディやシュルツは、途上国も含め農業者は経済的誘因によって動く主体であり、市場機能を活用して農業者に働きかける政策・制度が必要だと主張し、マルクス経済学の影響が強かった当時の日本の農業経済学において、非マルクス経済学(日本では「近代経済学」と呼ばれた)の視点からの日本農

(注11)
業研究に大きな影響を与えた。

(注7) 農業基本法に基づく農業政策(基本法農政)の評価として、近藤康男・大島清編『基本法農政の総点検(日本農業年報第30集)』(1982)、逸見謙三・加藤譲編『基本法農政の経済分析』(1985)がある。なお、離農促進による農業構造改革を目指したマンスホルトプラン(68年)を巡る西ドイツでの論議(兼業農家を排除しない「バイエルンの道」の提唱)やOECDでの兼業農家研究(80年)を受けて、日本でも兼業農家の位置づけに関する論議が盛んになった。

(注8) 当時、東畑が編者となり、農林省農業総合研究所を中心に研究者を総動員して日本農業を総合的に分析した本(『日本農業の全貌』)が出版された(『日本の経済と農業(上巻)一成長分析一』(1956)、『日本の経済と農業(下巻)一構造分析一』(1956)、『農業生産の展開構造』(1957)、『日本資本主義と農業』(1959))。

(注9) ヘディの著書は60年代に『現代農業経済学』『経済発展と農業政策』が邦訳された。『現代農業経済学』(川野重任監訳)は千頁を超える大著であるが、その内容は当時のミクロ経済学を農業に適用したものである。

(注10) シュルツの著書は『不安定経済に於ける農業』『農業の経済組織』『経済成長と農業』『農業近代化の理論』『貧困の経済学』などが邦訳されており、川野重任、逸見謙三、土屋圭造らが訳者になっている。

(注11) 「近代経済学」による日本農業分析は大川一司、川野重任、速水佑次郎、土屋圭造、唯是康彦、沢田収二郎らによって進められたが、日本農業の現実(過剰就業、低生産性等)を踏まえた実証的研究が多く、米国の経済学を単純に日本農業に当てはめることの問題点を自覚していた(泉田洋一編『近代経済学的農業・農村分析の50年』(2005)、原洋之介『「農」をどう捉えるか』(2006))。

3 国家独占資本主義論と 農民層分析論

一方、戦後復活したマルクス経済学は、戦前の日本資本主義論争を受けて戦後の日本経済の発展段階と現状分析、改革方向に関する研究を盛んに行い、そのなかで「国家独占資本主義」という視点から日本経済、

日本農業を分析する論考が多く書かれた。

資本主義経済の発展過程において資本の集積、集中が進むことはマルクスが『資本論』（1867）（「資本の蓄積過程」）で指摘していたことであるが、現実には米国では市場の寡占化・独占が起き、その弊害に対処するため1890年に反トラスト法（シャーマン法）が制定されるなどの動きが見られた。こうした動向を受けて、ヒルファーディングは『金融資本論』（1910）で市場の寡占化と金融資本が支配的になっている状況を分析し、さらにレーニンは『帝国主義論』（1917）で、生産の集積と独占体の形成、世界市場の分割と金融資本が果たしている役割を明らかにした。^(注12)

レーニンは、資本主義経済の危機的状況（恐慌）に対処するため国家（政府）が大きな役割を果たすようになっている状況を「国家独占資本主義」と表現したが、1930年代にはニューディール政策や農産物価格支持政策など経済に対する国家介入が強まり、^(注13)日本でも昭和恐慌に対応して経済統制が行われた。

戦後の日本では、50年に宇佐美誠次郎・井上晴丸『国家独占資本主義論』（のちに『危機における日本資本主義の構造』に改題）が出版され、その後、池上惇、青木昌彦、大内力、島恭彦、南克己らによって国家独占資本主義論が展開された。さらに、その国家独占資本主義体制下における農民層分解や農産物市場など日本農業の分析も多く行われた。^(注14)

「農民層分解」とは、資本主義経済の発展

過程で独立自営農民が没落して一部の富農に農地が集積する一方で、没落した農民が賃労働者となる過程のことであり、マルクス（『資本論』）やエンゲルス（『フランスおよびドイツにおける農民問題』1894）が指摘し、カウツキー（『農業問題』1899）とレーニン（『ロシアにおける資本主義の発達』1899）は、当時のロシアにおける農民層分解の実態を分析した。^(注15)

日本でも、これらの著作の影響を受けて農民層分解に関する研究が盛んになった。^(注16)特に、栗原百寿が『日本農業の基礎構造』（1943）で示した「小農標準化」（日本では両極分解は起きておらず小農層が増加）を巡る論議が盛んに行われ、綿谷越夫は農家の家族労働評価という観点から「中農標準化」を説明し、大内力は、農民層分解は原理論ではなく段階論（宇野弘蔵が主張した経済学方法論）として論ずるべきだとし、帝国主義（独占資本主義）段階において両極分解が進まない要因を指摘した（『日本における農民層の分解』1969）。

しかし、60年代後半になると、農業機械化が進展するなかで日本農業に新しい動きが見られるようになり、今村奈良臣（『稲作の階層間格差』1969）、伊藤喜雄（『現代日本農民分解の研究』1973）、梶井功（『小企業農の存立条件』1973）は、詳細な実態調査に基づいて規模拡大を進める経営体（「小企業農」「新しい上層農」）が現れていることを示した。その後、これらの研究を受けて集団的土地利用、地域農業再編の研究が進むなかで、次第に「農民層分解」という用語は使われ

なくなり、「農業構造問題」として論じられるようになった。^(注17)

また、80年代以降、マルクス経済学の影響力が弱まるなかで「国家独占資本主義」という用語も使われなくなった。その背景として、資本主義がグローバル化して1国のみを資本主義分析では解明できない現象が現れたことがあり、現代資本主義を分析する方法として多国籍企業、グローバル資本主義、新自由主義、金融化という視点からの研究が行われるようになった。^(注18)

(注12) 独占・寡占の問題は既にクルノー、エッジワース、マーシャルが論じていたが(青山秀夫『独占の経済理論』1937)、1930年代にジョン・ロビンソン(『不完全競争の経済学』)とチェンバリン(『独占的競争の理論』)が独占・寡占の経済理論を確立し、その後、産業組織論として発展した。なお、鈴木宣弘は寡占価格理論を使って寡占状態にある牛乳市場の実証的研究を行った(『生乳市場の不完全競争の実証分析』1994)。

(注13) 国家の介入を経済学において正当化し理論として提示したのがケインズ『一般理論』(1936)であり、第二次大戦後もケインズ政策(財政金融政策)が実施され、政府の役割は大きくなっていった。

(注14) 御園喜博『農産物市場論』(1966)、近藤康男『日本農業論』(1970)、井野隆一・暉峻衆三・重富健一編『国家独占資本主義と農業』(1971)、中村卓『戦後「資本」の展開と農業』(1976)、菅野俊作・安孫子麟編『国家独占資本主義下の日本農業』(1978)などがある。

(注15) 渡辺寛はレーニンの農業理論の変遷をたどり、後のスターリンによる農業集団化に至った問題点を指摘した(『レーニンの農業理論』1963)。また、阪本楠彦は『幻影の大農論』(1980)で、欧州・ロシアにおける農業論争を詳しく検討し、マルクス、カウツキー、レーニンの農業理論を批判的に考察した。

(注16) 農民層分解論について、大内力は「農業問題研究の帰結をなすもの」(『日本における農民層の分解』1969)とし、佐伯尚美は「日本の農業問題研究史のなかで中心的地位を占め続けてきた」(『現代農業と農民』1976)と書いている。農民層分解に関する主要論文は『昭和後期農業問題論集—農民層分解論Ⅰ、Ⅱ』にある。

(注17) 玉真之介は、農民層分解論は「総括されないままに地下に潜った理論」とであると指摘した(『農家と農地の経済学』1994)。しかし、小規模農家が離農し農地が集積する過程は現在も続いており、酪農や養豚では小規模層の廃業と一部経営体の大規模化が進展するなど、「農民層分解」という用語はふさわしくないとしても、その分析手法は今日でも有効であると考えられる。なお、戦後の日本農業の進路の一つの道として協業化、共同経営が提起され、地域営農集団、農業生産組織の取組みが進められたが、朝日新聞は63年に営農集団を対象とした朝日農業賞を創設した(団野信夫編『農業における個と集団』1984、酒井富夫編著『集団営農の日本的展開』2001)。また、86年に協同農業研究会(小倉武一会長)が発足し、農業の協業組織に関する研究を行った(小倉武一編著『日本と世界の農業共同経営』1975)。

(注18) 宮崎義一は、『現代資本主義と多国籍企業』(1982)で実証的で優れた分析を行った。また、宇野「三段階論」を乗り越えようとする研究として、馬場宏二『新資本主義論』(1997)、新田滋『段階論の研究』(1998)がある。ピケティが『21世紀の資本』(2013)で明らかにしたように、現在の金融資本主義のなかで一部の富裕層が富を蓄積する一方で格差が拡大しており、「資本主義」の視点は今日でも有効である。

4 有畜農業論と複合経営論

戦前の日本では、農耕用の牛馬飼育や小規模な養鶏は行っていたものの畜産はそれほど盛んではなく、家畜が農業経営のなかに組み込まれている西欧農業に対して、日本農業は水田稲作を中心とする「無畜農業」と呼ばれていた。しかし、日本でも畜産を積極的に取り入れていくべきとする「有畜農業」が唱えられるようになり、52年に有畜農家創設事業が始まり、54年に酪農振興法が制定されるなど畜産振興政策が進められた。^(注19) さらに、農業基本法において畜産が「選択的拡大」部門と位置づけられたこともあり、日本の畜産はその後急速に発展し、

日本人の食生活を大きく変えることになった。^(注20)

畜産にとって飼料をどう確保するかが非常に重要であり、当時、山間地域の林野を放牧地や採草地として活用することが検討され（近藤康男編『牧野の研究』1959）、林間放牧や山地酪農が唱えられた。また、その後も畜産的土地利用や飼料基盤に関する研究が進められ（土屋圭造編著『畜産開発論』（1981）、梶井功編『畜産経営と土地利用（総括編、実態編）』（1982））、農林水産省は飼料生産基盤を拡充する努力を続けてきた。

また、ドイツ農学では、農業経営において資源（土地、労働、資本）を有機的に結合して活用するという「集約度」の概念が重視されており、日本の農業経営学においても、その影響を受けて集約度の観点から「複合経営」^(注21)が提唱された。そのなかで、農業経営モデルの一つとして「水田酪農」（水田農業と酪農の複合経営）が提唱され（桜井豊『水田輪作と水田酪農』1948）、また山間地域を中心に副業的な和牛素牛生産が盛んになった。

しかし、日本は日米安保体制のもとMSA協定を締結して米国の余剰農産物を輸入せざるをえなくなり、^(注22)その後の日本の畜産は米国等からの輸入穀物（トウモロコシ、小麦、大麦、ソルガム）を原料とする配合飼料に依存した構造（「加工型畜産」）となり、飼料自給率は大きく低下した。さらに輸入自由化と円高がその傾向に拍車をかけ、生産性向上を目的に畜産経営の専門化、多頭化が進んで複合経営は縮小し、そのなかで家

畜の糞尿処理が大きな問題になった。

(注19) 岩片磯雄『有畜経営論』（1951）。なお、明治初期に駒場農学校で教えたM.フェス力は日本における畜産の導入を主張し、1931年に有畜農業奨励規則が公布された。

(注20) 畜産が発展する一方で、かつて日本農業の主要部門であった養蚕は、化学繊維の普及と安価な輸入品の増加によって60年代以降急速に衰退した。

(注21) エレボア『農業経営学の基礎理論』（1905）、プリンクマン『農業経営経済学』（1922）、大槻正男『農業経営学の基礎概念』（1954）、金沢夏樹『農業経営の論理と政策』「第3章 単作の論理と複合化の論理」（1976）、金沢夏樹編著『農業経営の複合化』（1984）

(注22) 近藤康男「MSA小麦と日本の独立」（1954）。MSA協定（＝日米相互防衛援助協定、1954年）は米国の相互安全保障法（Mutual Security Act）に基づいて締結され、日本は米国の余剰農産物を受け入れ、その後、日本の食料が米国に大きく依存する契機になった。

5 日本農法論と農業水利論

農業とは動植物を栽培・飼育して人間生活に必要な食料・衣料原料等を生産する営みであり、最大限の生産量を持続的に得るため、人類は品種の選抜・改良を行うとともに農業技術の向上に努めてきた。農業基本法が進めた「農業近代化」とは、農業構造を改革し自立的な農業経営体を育成するとともに「近代的」な農業技術を導入することであったが、こうしたなかで農業技術^(注23)に関する研究が盛んになった。

西欧の農業では、三圃式（休閒・放牧による地力維持）から穀草式（牧草の導入）を経て輪栽式農法（飼料用根菜の導入と休閒の廃止）が導入され、この農法転換（「農業革命」）がエンクロージャーによる労働者の形成と産業革命をもたらしたとされており、西欧の

農学を学んできた日本の農業経済学者（農業経営学者）は、西欧の農学・農法に関して詳細な研究を行った。^(注24)

しかし、西欧と日本では自然環境、土地条件が大きく異なっているため（和辻哲郎『風土』（1935））、西欧と比べて日本の農法の独自性とは何かという「日本農法論」の研究が60年代より盛んになった（熊代幸雄『比較農法論』（1969）、加用信文『日本農法論』（1972））。日本農法の特色として水の重要性、多肥多労、草の堆肥化、人糞尿の活用などが指摘され、飯沼二郎は中耕農業論（保水や除草のため作物の生育期間中に耕起）を展開した（『農業革命論』^(注25)1956）。さらに、この時期に江戸期の農書に関する研究も盛んになった。

また、日本農業の中核である水田農業（稲作）では水が非常に重要であるが、日本資本主義論争では土地所有関係が最大の争点で、戦後も地代論の研究が盛んに行われており、農業水利に対する理解は不十分であった。こうしたなかで、金沢夏樹は『稲作の経済構造』（1954）で稲作における農業水利の経済的意義を指摘した。^(注26)金沢は同書で、肥培管理（除草、肥料）と水利の関係、河川灌漑と溜池灌漑の差異、農業用水の配分機構について事例に基づいて詳細に解明し、水利慣行（番水、養い水）や農業生産の停滞要因に関する分析を行った。

その後、農業水利に関しては、新沢嘉芽統『農業水利論』（1955）、永田恵十郎『日本農業の水利構造』（1971）、志村博康『現代農業水利と水資源』（1977）、玉城哲『水

の思想』（1979）などの著書が書かれ、土地改良事業の役割、工業用水との調整、費用負担問題、農業構造変化が農業水利に与える影響などの研究が進められた。^(注27)

（注23）飯沼二郎『日本農業技術論』（1971）、渡辺兵力『農業技術論』（1976）、須永重光『日本農業技術論』（1977）

（注24）飯沼二郎『農学成立史の研究』（1957）、相川哲夫『農業経営経済学の体系』（1974）、加用信文『イギリス古農書考』（1978）、岩片磯雄『西欧古典農学の研究』（1983）、川波剛毅『ドイツ農業経営論』（1988）

（注25）F.H.キング（当時ウィスコンシン大学土壌学教授）は、『東アジア四千年の永続農業』（1911）で、多くの人口を養ってきた中国、朝鮮、日本の持続的な農法を紹介した。

（注26）ウィットフォーゲルは東洋社会における灌漑の社会的意義を示し（『東洋的社会の理論』1938）、小池基之『日本農業と水田』（1942）、岩片磯雄『食糧生産の経済的研究』（1942）は稲作における水の重要性を指摘していた。なお、同じ54年には渡辺洋三『農業水利権の研究』が刊行され、古島敏雄は67年に名著『土地に刻まれた歴史』を書いている。

（注27）『昭和後期農業問題論集—水利制度論』

6 公害問題の発生と有機農業論

人類は産業革命以降、化石燃料（石炭、石油）を大量に使用する一方で、人工的な化学物質を製造し、また重金属を得るため鉱山開発を進めたが、その結果、大気汚染や水質汚濁等の公害問題が発生した。日本でも明治期に鉱毒事件や煙害問題が発生したが、60年代以降の高度経済成長の時代に深刻な公害問題と自然破壊が進行し、水俣病などの健康被害が問題になった。

農業は自然環境のなかで動植物を栽培・飼育する産業であるため公害・環境問題とは密接な関係にあり、農業は公害（水質汚

濁等)の被害者としての側面もある一方で、農業生産自体が農薬、畜産公害、土地改良事業に伴う生物多様性の劣化など環境・生態系に悪影響を与える面もある^(注28)。

こうしたなかで、政府が進めてきた「農業近代化」路線を批判し有機農業を主張する農業者や研究者が現れるようになった。本来、農業生産は有機物の生産を目的としているものであるが、あえて「有機農業」を唱えたのは「近代農業」が化学肥料や農薬などの「無機物」を多用している状況に対して異議を唱えるためであった。日本の有機農業運動の発展において一楽照雄が大きな影響を与え、一楽らは71年に日本有機農業研究会を設立し、同会はその後の日本の有機農業運動の中心的役割を果たした^(注30)。さらに、70年代には生産者と消費者との提携、産直などの運動・事業も盛んになり、「農産物自給運動」も展開された。また、この時期に地力問題が大きな問題になり、地力に関する研究が行われた^(注31)。

有機農業のルーツはドイツのシュタイナーの思想であるといわれているが、今日の有機農業運動に大きな影響を与えたのはハワード『農業聖典』(1940)とロデル『有機農法』^(注33)(1945)であり、またレイチェル・カーソン『沈黙の春』(1962)や有吉佐和子『複合汚染』(1975)の影響も大きかった。また、当時は、60年代末の学生反乱(全共闘運動)に見られるように、資本主義経済や近代工業技術に対する批判が広がった時期であり、経済学においても、ジョージエスターレーゲン『エントロピー法則と経済

過程』(1971)が書かれ、日本でも玉野井芳郎らによってエコロジー経済学や地域主義^(注34)が唱えられた。

(注28) 農業と環境との関係については、松尾孝嶺『環境農学概論』(1974)が優れた解説を行っている。

(注29) 一楽照雄は農林中金理事、全中常務を経て長い間、協同組合経営研究所の理事長であったが、協同組合経営研究所には小農論を展開した守田志郎が勤務していた。

(注30) 農林中金研究センター(農林中金総合研究所の前身)では、荷見武敬、鈴木博、鈴木利徳らが有機農業の研究を行っており、1988年から96年まで「資源・環境保全型農業研究会」を組織し、その成果を3冊の本(『環境保全型農業の展望』(1989)、『環境保全型農業と世界の経済』(1991)、『環境保全型農業とはなにか』(1996))にまとめている。

(注31) 農政研究センター編『日本の地力—技術的・経営的解明—』(1976)、山田龍雄ほか『地力とは何か』(1976)、椎名重明『農学の思想—マルクスとリービヒ—』(1976)

(注32) 藤原辰史は、『ナチス・ドイツの有機農業』(2005)で「血と土」を掲げたナチスと有機農業の関係を論じたが、有機農業運動が有する反近代、エコロジーの思想は農本主義と共通しており、有機農業は農本主義の現代版と見ることもできる。

(注33) 原著名は『Pay Dirt』(土〔排泄物〕への支払い)で、主に土壌と堆肥のことが書かれており、1950年に邦訳された際は『黄金の土』という書名で出版された。

(注34) 70年代には農業経済学においても「地域農業論」が盛んに論じられた。

7 バイオテクノロジーの発展と「農業・先進国型産業論」

農学は生物学、化学、物理学、地質学、気象学、経済学など多くの分野にまたがる総合科学であり(新渡戸稲造『農業本論』(1898)、柏祐賢『農学原論』(1962))、これまで農学は、遺伝学、植物生理学、病理学などの成果を取り入れて品種改良を行うとともに栽

培技術を向上させ、農業生産量を増大させてきた。

さらに、53年にワトソンとクリックがDNAの二重らせん構造を発見し、70年代に遺伝子を人為的に操作する技術（遺伝子組み換え）が確立すると、その成果を医学や農学、薬学に応用しようとする研究が進んだ。そして、80年代には、遺伝子組み換え技術は農業生産を大きく発展させる可能性があるとしてバイオテクノロジーブームが起き、農業は先端的な生命産業であると喧伝され、それまでの遅れた衰退する産業とのイメージを転換させることになった。^(注35)

バイオテクノロジーブームとは必ずしもリンクはしていないが、この時期に農業における技術革新の意義を強調した「農業・先進国型産業論」が現れた。日本経済は70年代に2度のオイルショックに見舞われ、日本企業は経営合理化と海外進出によって危機を乗り越えてきたが、農業は経営規模拡大（構造改善）が遅れる一方で食糧会計の赤字が問題になり、また円高によって日本の農産物価格の割高感が現れるなかで、経済界から農政改革を求める意見が強まった。そして、81年に第二次臨時行政調査会（いわゆる「土光臨調」）が設置されて本格的な行財政改革の検討が開始され、農業政策のあり方に関する論議が活発になった。

こうしたなかで81年にNIRA（総合研究開発機構）が『農業自立戦略の研究』を発表し、「農業は先進国で比較優位を持ちうる産業であり、日本農業に競争原理を導入し政府介入を後退させれば、規模拡大と技術革

新によって日本農業は輸出産業になりうる」とする大胆な提言を行い、大きな反響を呼んだ。^(注36) この研究を中心的に担った叶芳和は、82年に『農業・先進国型産業論』、84年に『日本よ農業国家たれ』を発表し、米国や欧州は農産物輸出国であり、農業こそ先進国型産業で成長産業であるとし、日本農業も4つの革命（市場革命、土地革命、技術革命、人材革命）によって輸出産業になることが可能だと主張した。

しかし、NIRAレポートや叶の主張は農業関係者や農業専門家から批判を浴び、荏開津典生は「一部だけ取り上げれば同意できるところも少なくないが、全体としてみれば論理もなければ事実認識も欠けている」とし、「何の根拠もないデタラメ」と厳しく批判した（『農政の論理をただす』1987）。また、戸田博愛は、「どう考えてみても、わが国農業の現状について多少とも知識のある人にはとてもいえることではない。何か意図をもった結論としか言いようがない」と指摘した。^(注37)（『現代日本の農業政策』1986）。

(注35) 80年代に土壌に頼らないで（＝水耕栽培）環境を完全に制御する「植物工場」が提起され（小林茂『農業が土を離れるとき』1988）、現在も実用化を目指して研究が続けられている。

(注36) NIRAが国民経済研究協会に委託して実施した研究であるが、研究委員として今村奈良臣、玉城哲、倉内宗一等の農業経済学者、研究諮問委員に並木正吉、川井一之、内村良英等の農林水産省OBや山地進（日経新聞）を入れるなど、専門家による日本農業研究であるかのように装っていたが、実質的には国民経済研究協会の竹中一雄（会長）と叶芳和（研究部長）が大部分を執筆したと考えられる。

(注37) そのほか梶井功（『日本農業再編の戦略』1982）、安達生恒（『日本農業の選択』1983）、桜井豊（『論理ゼロ大国』1988）らによる批判がある。

8 国際貿易交渉と農政改革論

73年のオイルショックを契機に高度経済成長は終焉したが、日本企業はその後活路を米国等の海外市場に求め、自動車、家電、産業機械等を大量に輸出して貿易黒字が増大し円高が進行した。また、日本企業はASEANをはじめとするアジア諸国に進出し、日本経済のグローバル化が進んだ。

しかし、円高によって輸入農産物の価格が低下したため日本国産の農産物価格との格差が拡大し、原料コスト削減を求める食品企業から内外価格差の是正を求める声が強まった。^(注38) また米国は、貿易不均衡の解消を求めて日本に対してオレンジ・牛肉など農産物市場の開放を要求し、さらに日本の経済システムの改革を迫った。

86年にウルグアイラウンドが開始されたが、その最大の争点は米国、EUの農業保護と輸出補助金を巡る問題であった。米国は1930年代の農業恐慌の際に農業調整法（33年）を制定して農産物価格支持制度（価格支持融資制度）を導入し、第二次大戦後も価格支持政策を維持するとともに73年からは不足払い制度を導入した。また、欧州でも農業保護政策が行われ、特に57年に結成されたEEC（欧州経済共同体）は共通農業政策として介入買入れと可変課徴金による農産物価格支持政策を導入した。しかし、こうした農業保護政策は農産物の過剰生産をもたらし、その処理のために行った輸出補助金による輸出は他の農産物輸出国の輸出機会

を奪い、また農業保護の財政負担は消費者等から批判され改革が迫られた。

農業保護政策のあり方に関して、「ハーバラー・レポート」（1958）が価格支持制度改革と不足払いの導入を提言したが、^(注39)その後、ファーノン『世界農産物貿易の諸問題』（1968）、ゲール・ジョンソン『混迷の世界農業』（1973）が国際農産物市場の問題点を指摘し、ジョスリングは『農業支持政策の費用と便益』（1972）で、厚生経済学的手法を使って農業保護政策を分析し改革方向を示した。著書『世界農産物市場の課題』（1963）で農産物過剰問題、商品準備通貨案、国際商品協定を論じるなど国際農業問題を研究していた逸見謙三は、こうした欧米諸国の農政改革論議を早くから把握しており、70年に「転換する農業支持政策とその背景」（『農業近代化への道』第2章）を書いてマンズホルトプラン（68年）や米国の改革論議を紹介した。

こうした研究・論議を受けて、OECDは農業保護水準を計測する手法の研究を行い、87年に『世界の農業補助政策』で、各国の農業保護の実態を数値化して示すとともに改革方向を提言し、GATT農業交渉に大きな影響を与えた。こうした動向に関して、日本でも紙谷貢・是永東彦編著『農業保護と農産物貿易問題』（1985）、中野一新・太田原高昭・後藤光蔵編著『国際農業調整と農業保護』（1990）が出版され、88年に米国を中心とした研究者による『世界農業貿易とデカップリング』（逸見謙三監訳）が翻訳された。

日本ではウルグアイラウンドは米の輸入自由化問題としてとらえられ、速水佑次郎と森島賢による大論争が行われたが、交渉の最大の焦点は農業保護水準（AMS）と輸出補助金の削減問題であり、EUはマクシャリー改革（92年）で支持価格の水準を引き下げるとともに直接支払いを導入し、米国も不足払いと生産調整を廃止した。^(注40)

本間正義『農業問題の政治経済学』（1994）は、ウルグアイラウンドの背景と合意内容、日本農業にとっての意味を総括的に解説した本であり、日本の交渉責任者であった塩飽二郎は、GATT農業交渉の歴史的背景を解説した『ガット農業交渉50年史』（ジョスリングほか著）を翻訳出版した（98年）。また、交渉担当者であった山下一仁は、『詳解WTOと農政改革』（2000）で、交渉経緯を紹介するとともに、WTO体制下での農政改革について背後にある経済理論も含め詳しく解説した。^(注41)

日本でも70年代以降、米、みかん、牛乳の生産過剰が問題になり、特に米については政府在庫の処分により多くの財政資金を使い、また生産調整のための行財政負担が大きくなって米制度の改革が課題となった。そして、ウルグアイラウンド合意を受けて、米、酪農等の制度改革が行われた。^(注42)

(注38) 経団連（農政問題懇談会）は、81年に「食品工業からみた農政上の諸問題」、82年に「わが国農業・農政の今後のあり方」という報告書を発表した。

(注39) 「ハーバラー・レポート」（1958）は、ハーバラー（ハーバード大学）、ミード（ケンブリッジ大学）、カンポス（ブラジル大学）、ティンバーゲン（オランダ経済研究所）という当時の著名な経済学者にGATTが委託し「国際貿易の趨

勢」としてまとめられたもので、農業保護水準の計測、保護水準の引下げと自由貿易推進、不足払いの活用を提言し、その後の国際的な農業政策・貿易論議に大きな影響を与えた。

(注40) 是永東彦ほか『ECの農政改革に学ぶ』（1994）、村田武『世界貿易と農業政策』（1996）、今村奈良臣ほか『WTO体制下の食料農業戦略』（1997）

(注41) ただし、これらの著書は、GATT（WTO）、OECDの主張の背後にある厚生経済学、貿易理論の根源的考察までには至っていない。新古典派厚生経済学は、ヒックスの反省（『世界経済論（序文）』1959）やセンの批判（『不平等の経済理論』1973、『合理的な愚か者』1989）等によって破綻しており、貿易理論も地球環境問題等により根本的な反省・再検討が迫られている。また、デカップリングに関する批判的研究が行われている。

(注42) 後藤康夫『現代農政の証言』（2006）、生源寺眞一『現代日本の農政改革』（2006）、生源寺眞一編著『改革時代の農業政策』（2009）、荒幡克己『米生産調整の経済分析』（2010）

9 中山間地域問題と多面的機能論

内外価格差が問題視され日本農業の構造改革が課題になる一方で、平地に比べ条件が不利な中山間地域の農業をどう位置づけるかが大きな問題になった。

日本では、経済成長の過程で人口が大きく減少した「過疎地域」^(注43)に対してインフラ整備（電気、道路、医療、教育等）に財政資金を投じてきたが、過疎地域に特化した体系的な農業政策は行われてこなかった。しかし、欧州の条件不利地域政策が紹介されると、日本でも同様の対策が必要であるとの主張が強まり、93年に中山間地域を対象にした特定農山村法が制定された。ただし、その内容は「ソフト事業」（地域特産物の振興、都市との交流等）^(注44)が中心で、この時は農

業者に対する直接支払いは見送られたが、99年に制定された食料・農業・農村基本法では、「中山間地域等の振興」として「農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行う」と書かれ、2000年に中山間地域等直接支払制度が導入された。^(注45)

また、日本はウルグアイラウンド農業交渉において、例外なき貿易自由化は農業生産を縮小させ農業が有する多面的機能（食料安全保障、環境保全、災害防止、文化的価値等）を損なうとの主張を行ったが、農業経済学においても農業の非経済的価値に関する研究が進められた。^(注46)

さらに、地球環境問題に対する関心の高まりとともに、農業政策は環境の観点から論じられるようになった。地球環境問題は72年に開かれた国連人間環境会議とローマクラブ『成長の限界』で提起され、米国政府の報告書『西暦2000年の地球』（1980）を経て、92年に地球サミット（国連環境開発会議）が開催され、地球温暖化、熱帯林保護、生物多様性に関して一定の合意がなされた。これを受け、日本でも93年に環境基本法が制定され、環境基本計画（94年）において、それまで環境政策の対象とされてこなかった里山や雑木林の自然環境における位置づけ（里地自然地域）が行われた。こうしたなかで、農業と環境の関係、環境と貿易の関係に対する関心が高まり、農業環境政策が提起された。^(注47)

(注43) 1970年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、その後、10年ごとに名称を変えて今日に至っている。そのほか、離島振興法（1953年）、山村振興法（1965年）、半島振興法（1985年）が制

定されている。

(注44) EC委員会編（矢口芳生訳）『条件不利地域農業をどうする』（1991）

(注45) 小田切徳美『日本農業の中山間地帯問題』（1994）、柏雅之『条件不利地域再生の論理と政策』（2002）

(注46) 大内力『農業の基本的価値』（1990）、嘉田良平ほか『農林業の外部経済効果と環境農業政策』（1995）、OECD『農業の多面的機能』（2001）

(注47) 矢口芳生『食料戦略と地球環境』（1990）、服部信司『先進国の環境問題と農業』（1992）、OECD編『環境と農業』（1993）、矢口芳生『食料と環境の政策構想』（1995）。なお、農林水産省退任後も農政研究センター会長として農政に影響を与え続けた小倉武一も、晩年『農業生態学』（1994）、『自然の富—環境の歴史とエコロジーの構想—』（1997）の翻訳を行うなど農業と環境の関心に強い関心を抱いており、逸見謙三も『地球環境問題概説』（2009）を執筆した。

10 食品安全性問題と フードシステム論

日本農業の研究は伝統的に農業生産分野に偏っており、農産物の流通・加工については「農産物市場論」の一環として研究され、食品産業についても加工資本対農業者という対抗関係で論じられることが多かった。また、農業基本法でも流通・加工について言及されていたが（第12条）、「食品産業」という用語は入っていなかった。

しかし、食の外部化が進んで加工食品の割合が高まり、また大手量販店（スーパーマーケット）や外食産業が成長すると、それまでの卸売市場と小規模小売店を中心とした農産物流通の分析のみでは十分解明できない問題が多くなってきた。さらに、円高の進行に伴って日本の食品企業が海外に進出し、また海外からの食品輸入や外資企業

の日本進出が増加すると、こうした動向が「アグリビジネス論」として論じられるようになった。^(注48)

また、農政審議会報告書「80年代の農政の基本方向」(80年)では「食品産業」という1章が入り、「21世紀へ向けての農政の基本方向」(86年)では「食品産業政策の充実」という項目が盛り込まれ、これを受けて農林水産省は食品産業問題研究会を組織し『21世紀の食品産業』(87年)をまとめた。さらに、日本大学を中心に食品産業研究が進められ、^(注49)93年にフードチェーン研究会、97年に日本フードシステム学会が設立された。

一方、70年代に残留農薬や食品添加物など食品安全性に対する関心が高まったが、日本経済のグローバル化の進展に伴って中国産冷凍食品の残留農薬問題やBSE問題など新たな問題が発生し、食品安全対策の強化が求められるようになった。そのため、03年に食品安全基本法が制定されて食品安全委員会が設けられ、原産地表示や輸入食品の監視体制が強化された。また、WTOやFTAにおいても食品安全性や表示問題が重要な交渉テーマになり、こうしたなかで^(注50)食品安全性に関する研究も増加した。

(注48) 小野寺義幸『日本のアグリビジネス』(1982)、荏開津典生・樋口貞三編『アグリビジネスの産業組織』(1995)、中野一新編『アグリビジネス論』(1998)、豊田隆『アグリビジネスの国際開発』(2001)

(注49) 日本大学食品経済学科編『現代の食品産業』(1989)、加藤謙編著『食品産業経済論』(1990)。なお、食料・農業政策研究センターは、87年に『日本の食品産業』(全4巻)を発刊している。

(注50) 中嶋康博『食品安全問題の経済分析』(2004)、新山陽子編『食品安全システムの実践理論』(2004)

11 TPPと農業成長産業論

日本は2000年頃から、それまでのWTOを中心とした多国間貿易交渉重視の方針を転換してFTAを推進するようになり、その後、ASEAN諸国を中心に多くのFTAを締結した。さらに、13年よりTPP、日EUEPA、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の交渉が開始され、TPP11と日EUEPAが発効に至った。

FTAは原則として二国間で関税を撤廃することであり、小泉政権の時代に、「日本の農産物は高品質で輸出が可能だ」として農産物輸出拡大が推進されるようになった。さらに、安倍政権のもとで成長戦略の一環として「攻めの農業」が唱えられ、13年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定された。そして、六次産業化推進のため農林漁業成長産業化支援機構が設立され、農地中間管理機構による農地集積、国家戦略特区による企業の農業参入促進、IT技術によるスマート農業推進など「農業成長産業化」を掲げた農政が展開されてきた。

しかし、「農業成長産業論」は「農業・先進国型産業論」と非常によく似た主張であり、理論的・実証的根拠に乏しいことも共通している。日本の人口は減少局面にあるため農産物・食品需要は縮小することが見込まれ、またコストが高い日本の農産物を大量に輸出することは困難であり(特に米)、関税撤廃・削減によって輸入農産物の価格低下と輸入量増大が見込まれるなかで、日

本農業の「量的な成長」は期待できない。日本農業の「質的な成長」というのはありうるしそれを推進すべきであるが、現在の農業成長産業論はその定義と内容について十分な考察がなされないままに政府の政策目標として掲げられている。

また、「KPI」という民間企業が使っている手法・用語を目的が異なる行政に導入し、農地集積8割、農業所得倍増、六次産業10兆円、法人経営体5万、農林水産物輸出1兆円、米生産コスト4割減など日本農業の実態を踏まえない実現困難な高い目標値が掲げられており、農業・農政の現場はその対応に苦慮し困惑している。

12 新しい基本計画と今後の日本農業のあり方

以上、戦後の日本農業に関する論説を概観したが、日本農業を取り巻く環境変化に対応して様々な研究・主張が行われてきたことがわかる。^(注51) 論者の多くは大学の研究者や農林水産省官僚（とそのOB）であり、それぞれの主張には「一理」あり、日本農業に対する理解を深めその発展に寄与した面がある一方で、「農業・先進国型産業論」や近年の「農業成長産業論」に代表されるように日本農業の実態と乖離した主張もあった。また、これまでの日本農業論の特色として、欧米の学説・理論（経済学、農学）や農業政策を、日本との差異を無視・軽視して適用し論じる傾向があったことが指摘でき、そのことはかつてのマルクス経済学者

による日本農業論も同様であった。^(注52)

こうしたなかで、今年（20年）3月、今後5年間の農業政策の方針を示す新しい食料・農業・農村基本計画が決定された。12年に発足した安倍政権のもとでは15年に次いで2回目の基本計画である。前回の基本計画では、食料・農業・農村政策審議会での審議に先立って産業競争力会議や規制改革会議で農政の検討が行われ、両会議の提言に基づいて策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿う形で基本計画（15年3月）が決定された。そして、その後の農業政策は、TPP、日EU EPAの交渉が進展するなかで、農地中間管理機構設立、農業競争力強化支援法、収入保険導入、農産物輸出促進法など「官邸主導農政」が続けられてきた。

今回の新しい基本計画は、前回の基本計画に対する批判的意見を受け止め、農業者等からのヒアリング、地方意見交換会、インターネットでの国民の意見募集など現場の意見を反映させる努力を行い、決定された基本計画では、地域農業に果たす家族経営や農協の役割を評価するなど、ある程度軌道修正が行われたものの、これまでの農業政策の検証を十分行ったとは言い難い。

制度改革は関係者との十分な意見交換を行って納得感を得ながら進めるべきであり、その過程を省いた改革は上滑りになって現場に混乱をもたらす。また、事実に基づいた判断を行うこと、批判を含め多様な意見を聞くこと、専門家の意見を尊重することが重要であるが、近年の農政改革は特定の

立場に立った研究者と農業者、農業の現場を知らない規制改革会議の委員が主導して進められてきたため、打ち出された政策は十分機能していないのが実態である。環境変化に対応した改革は今後にも必要であるものの、地域差を無視して全国一律に8割の農地集積を目標とするのは妥当ではなく、農業構造の改革は地域の特性を考慮し世代交代と農業機械の更新速度に合わせ漸進的(注53)に進めていくべきであろう。

大内力は最晩年の著書(『大内力経済学大系 第8巻 日本経済論(下)』2009)で、「おそらく農家なるものは、あと10年もすれば、歴史的景観を形成する一要素にすぎなくなるであろう」と書いたが、10年後の現在も農家はなくなっていないし、今後も「農家が消える」ことはないだろう。いくら政府が推進しても企業的農業経営、株式会社が日本農業の大宗を担うことは考えられず、今後も家族経営(農家)が日本農業の中心的存在であり続けるであろう。(注54)

また、日本にとって食料安全保障は今後も非常に重要であり、日本で食料生産がなくなることはなく、日本農業への「絶望」を安易に語るべきではない。地域社会を維持することが食料生産を安定化させ日本の社会を健全にすることを再認識すべきであり、一部の生産性の高い農業経営体のみが生き残るだけでは地域農業は維持できず、小規模兼業農家や高齢農家も共存できるような農業政策を進めていくべきである。

新型コロナウイルス問題はグローバリゼーション、都市集中、格差社会の問題点を浮

き彫りにし、原発問題、地球環境問題とともに現代文明のあり方が根本的に問われる事態に至った。農業政策は成長よりも環境と循環を重視し、地域、生態系、文化の視点を含んだものとするべきであろう。

(注51) 泉田洋一は、近年の農業研究が多層化・多元化している状況を「ポリヴァレント化」と指摘した(『ポリヴァレント化する農業・農村経済学とその総合化』2013)。

(注52) 外国の思想・制度を尊重し受け入れようとするのは、岩倉使節団以来(あるいはそれ以前から)の日本人の精神構造である。

(注53) 田代洋一は、農政改革を巡る構図を「A 農政派」「B 農業ビッグバン派」「C 『農政改革』批判派」の三極構造として示したが(『東アジア共同体のなかの日本農業』2006)、筆者の立場はAとCの間の「漸進的改革派」であり、思想的には「共の思想」(磯辺俊彦)や「共生農業システム論」(矢口芳生)に共感している。

(注54) 「満天青空レストラン」(日本テレビ)、「まんぷく農家メシ」(NHK)、「笑ってコラえて! ダーツの旅」(日本テレビ)など地方ロケを行っているテレビ番組を見ていると、現在でも日本の農業は家族経営(農家)が支えていることがよくわかるし、高齢者やUターン、定年帰農者が地域の重要な担い手であることが理解できる。

<参考文献>

- ・近藤康男責任編集『昭和後期農業問題論集(全24巻)』(1982~86)、農山漁村文化協会
- ・戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編『戦後日本の食料・農業・農村(全17巻)』(2003~19)、農林統計協会
- ・中安定子・荏開津典生編『農業経済研究の動向と展望』(1996)、富民協会

本稿に関連する筆者(清水)の論考は、以下のとおりである(大部分が農林中金総合研究所のホームページから入手可能)。

- ・「日本農業の構造変化と農業機械産業の展望」『農林金融』(1991年3月号)
- ・「環境問題の構図と地球環境問題」(『水と緑を守る農林水産業』第2章、1994)、東洋経済新報社
- ・「地球環境時代の日本農業—新しい農業観を求めて—」『農林金融』(1995年9月号)
- ・「自然保護政策の展開と里地自然地域」『農林金融』(1996年12月号)

- ・「農産物貿易自由化と環境問題」『農林金融』（1997年8月号）
- ・「日本における農業環境政策導入の課題」『農林金融』（1997年10月号）
- ・「国土政策の転換と農村政策の課題」『農林金融』（1998年10月号）
- ・「畜産環境問題の現状と課題」『農林金融』（1999年9月号）
- ・「食料消費構造の変化と食品産業の展開」『農林金融』（2001年9月号）
- ・「地方分権と農業政策」『農林金融』（2002年3月号）
- ・「みかんの需給動向とみかん農業の課題」『農林金融』（2002年8月号）
- ・「自由貿易協定と農林水産業」『農林金融』（2002年12月号）
- ・「農業財政の現状と改革の課題」『調査と情報』（2003年7月号）
- ・「稲作農業の実態と今後の見通し」『農林金融』（2004年2月号）
- ・「日・タイFTA交渉における農業問題」『農林金融』（2004年7月号）
- ・「沖縄の農業」『調査と情報』（2004年9月号）
- ・「中山間地域の稲作農業」『農林金融』（2005年6月号）
- ・「中国の貿易構造と貿易政策」『農林金融』（2005年9月号）
- ・「インドにおける経済・貿易自由化とその影響」『農

- 林金融』（2006年8月号）
- ・「EUの農業政策と貿易政策」『農林金融』（2007年6月号）
- ・「日本の農地制度と農地政策」『農林金融』（2007年7月号）
- ・「米国の農業と農産物貿易」『農林金融』（2008年10月号）
- ・「酪農・乳業の現状と展望」『農林金融』（2009年3月号）
- ・「米政策の展開と稲作経営政策の課題」『農林金融』（2009年10月号）
- ・「ロシア・ウクライナの農業・食料」『農林金融』（2010年3月号）
- ・「農業所得・農家経済と農業経営」『農林金融』（2013年11月号）
- ・「農産物輸出の実態と今後の展望」『農林金融』（2014年12月号）
- ・「農政・農協改革を巡る動向と日本農業の展望」『農林金融』（2015年4月号）
- ・「TPPと食品安全性」『農林金融』（2016年4月号）
- ・「日本農業の実像と農業構造の展望」『農林金融』（2017年9月号）
- ・「日本農政思想の系譜」『農林金融』（2019年8月号）

(しみず てつろう)



これからの食料システムに求められるもの

新型コロナウイルス感染症対策のために世界が非日常の状態におかれている。大地震、河川の大氾濫、巨大台風の上陸と、日常のシステムが遮断されるようなクライシスの頻度が高い社会になっている。そのなかで食料の供給は命に直結するため、命のインフラとして、システムが破壊されれば直ちに復旧が求められ、どのような事態があっても維持することが求められる。このシステムを支える人々はそれを使命として奮闘してきたし、現在も奮闘している。

加えて、社会構造の趨勢として、フード(食料)システムの川上の農業者の高齢化・激減が予想され、川中の流通の人手不足はすでに顕在化している。生活者の高齢化は、都市においても急速に進むと予想される。

食料システムのあり方は変化せざるを得ないのではないだろうか。しかし、何がこれからの食料システムに求められるのか。

「3.11後」という言葉が席卷し、社会がすっかり変わるかの言説が盛んだったが、もうほとんど忘れ去られているように思える。今も、コロナ後は世界が一変するといわれているが、ほんとうにそうだろうか？確かに、これらの事象は、複雑系でいう経路依存性の岐路となる大きなイベントになる可能性はあり、溜め込まれていたものがいずれかの方向へ雪崩をうつように激変する現象が起きるかも知れない。しかしそれはそういうものであって、われわれ社会の構成員が意図して手に入れたものではない。意図して新しい社会システムを手に入れるには、考えに考えを重ね、模索に模索を重ねることが必要だろう。

クライシスにも、事前の予測と備えをもって対応することが必要になっているが、完全には予測仕切れない。平常のシステムのどこがどのように破壊されるかは、同種の災害でもその時々によって異なり、地域間でも均質ではない。したがって、必要とされるのは、それらへの臨機応変な対応力であろう。平時には無駄を削ぎ落とした効率的な、またコンピュータ化されたシステムが追求されるが、クライシスで遮断されることは多い。遮断されない場合も、前例のない複雑な事態への対応をコンピュータが判断してはくれない。臨機応変な対応の要は、

人の判断力、行動力、協同・共助の力でありそうである。国家レベルの適切で迅速な判断の必要はいうまでもないが、コミュニティとその構成員の自発的な応答能力が高いほど、地域の生活の復元力もその質も高い。このような議論をフードシステム学会は3.11後に行い、昨年も論じ合った。

模索すべき食料システムの姿は、現在の全国規模のシステム、貿易を通じた国際的なシステムを基調としながらも、都市・農村を問わず、テリトリアル(地域圏)なシステムを加え、結合し、強化することであろうと思う。地域の実情は異なる。市民の生活も、生産や供給の状況も、伝統も考え方もアイデンティティも。地域圏のフードシステムの構成者が日頃から議論を尽くし、地域圏の実情に即したシステムを構築すべく応答能力を高めることが、構造的な変化をいち早く見抜いて新しい社会像を模索し、また、混乱を極める緊急事態への臨機応変な対応力につながろう。その要になるのは自治体、そして事業者の組織(自発的な力を集めた組織体)、市民の組織ではないか。

そのように考え、議論を始めたところ、遅ればせながら、フランスの都市で取り組まれている地域圏食料プロジェクト(PAT)を知った。2014年に法制化され、テリトリアルフードシステム(SAT：地域圏食料システム)の形成が目指されている。生産者、加工業者、流通業者、地方自治体、消費者をより緊密に結び付け、テリトリー内の農業と食料の質の向上、地域経済の発展に取り組むための手法であるとされる。国、地域当局が役割をはたし、地域圏内のすべての関係者との協力関係によって発展させられることが特徴である。環境問題を含む総合的な対策でもある。南西部のフランス第5の都市、古い歴史をもつトゥルーズでは、市が中心となり、新規就農者の拡大、近接生産県との協定による提携、卸売市場を核とした生産者・地域食品生産者の組織と市内のマルシェや小売店との接合、市民の食生活改善支援などに取り組んでいる。

引き続き、日仏比較調査研究を行い、地域の関係者の方々と共に、新しい食料システム、社会システムを考えていきたいと思う。

(立命館大学 食マネジメント学部 教授 新山陽子・にいやま ようこ)

地域における獣害対策と農協の役割

研究員 藤田研二郎

〔要 旨〕

野生鳥獣をめぐっては、全国的に深刻な農作物被害が発生しており、営農意欲の減退や耕作放棄の一因となっている。近年の獣害対策では「地域ぐるみの対策」が推奨されており、農協の行う対策はいっそう重要になると考えられる。

獣害対策を行う3つの農協の事例の検討から、地域ぐるみの対策における農協の役割として、次のことが指摘できる。まず獣害に遭いにくい作物の新規導入は、集落環境整備における農協に特徴的な対策、獣害対策の事業化を目指す方向性の一つとして注目される。また農協は、例えば営農指導員の巡回を活用することで、対策の技術指導を行う体制を効率的に構築できる。一方で、人口減少が進み集落活動の組織化が困難になりつつあるなかで、どのように対策を進めていくか、また行政まかせにしないと同時に地域まかせにもしない形で、地域の諸主体の独自性にもとづく適切な役割分担をどのように構築していくかが、今後の課題となる。

目 次

はじめに

1 全国的な獣害の動向

- (1) 農作物被害の状況
- (2) 獣害対策の法制度

2 地域ぐるみの獣害対策に向けて

- (1) 捕獲に頼った対策の問題
- (2) 地域ぐるみの対策における農協
- (3) 対策の3つの要素

3 農協による獣害対策の事例

- (1) JA伊豆太陽
- (2) JAあいち豊田
- (3) JAかながわ西湘

4 地域の対策における農協の役割

- (1) 3つの対策の要素にもとづく整理
- (2) 組合員の声を届ける役割

おわりに

はじめに

野生鳥獣をめぐっては、全国的に深刻な農作物被害が発生している。鳥獣害は、高齢化の進む地域で営農意欲の減退や耕作放棄の一因となる。また、結果として生じた耕作放棄地が鳥獣のすみかとなり、さらなる被害を引き起こす、という悪循環にもつながりうる。このように鳥獣害は、単に直接的な農作物の被害にとどまらない、重大な影響を地域社会に及ぼしている。

こうした状況に歯止めをかけるため、獣害対策が全国各地で課題となっている。この獣害対策について、多くの地域では捕獲を中心とし、行政や猟友会等を主な担い手とする対策が行われてきたとされる。一方で農協は、被害を受ける農業者に最も近い存在であるにもかかわらず、獣害対策をめぐる従来の議論において、積極的に独自の対策を行う主体とみなされてきたとはいえない。既存の調査研究でも、農協の対策に焦点を合わせたものは、ごくわずかである。

しかし、近年の獣害対策では「地域ぐるみの対策」が推奨されており、そのなかで農協の行う対策はいっそう重要になると考えられる。そこで本稿では、農協による獣害対策を検討する。以降では、まず全国的な獣害の動向と関連する法制度、また対策に関する近年の議論を整理したうえで、3つの農協の事例をもとに、地域の獣害対策における農協の役割を考察する。

1 全国的な獣害の動向

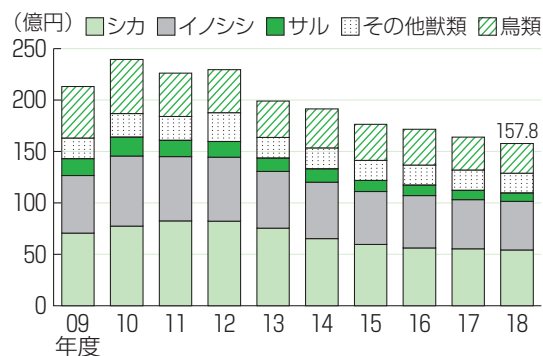
(1) 農作物被害の状況

野生鳥獣の農作物被害について、農林水産省が取りまとめている統計によると、2018年度の被害額は157億7,800万円に上る（第1図）。10年代初めまでは200億円を超える規模で推移してきたが、最近の6年間は減少傾向を示している。

この減少の要因は、対策の効果もありうるが、次のような理由から単純に解釈することができない。深刻な獣害の結果、耕作放棄が進み、被害として計上されなくなったことも、しばしば要因として指摘される（竹内（2019））。またこの統計自体も、例えば市町村によって被害額の算出方法が異なる、煩雑な被害報告が農家の負担となっており、正確な報告がなされていないといった問題があるとされる（江口編著（2018））。

被害額について鳥獣の種類別にみても、獣類ではシカ、イノシシ、サルの順で

第1図 野生鳥獣による農作物被害の状況の推移



資料：農林水産省農村振興局「野生鳥獣による農作物被害状況の推移」

多い。このうちシカによる被害は、約7割が北海道で、牧草等の飼料作物の被害が主である。

一方本州以南では、イノシシの被害が最も多い。作物別には、イネ、果樹、野菜、いも類をはじめ、全般的な被害が報告されている。またサルの被害は、野菜、果樹が多い。さらに鳥類の被害もあり、鳥獣全体の2割程度を占める。鳥類のうち約半数は、カラスによる被害である。

このように野生鳥獣による被害は多岐にわたるが、本稿で主に念頭に置くのはイノシシの被害と対策である。本稿で取り上げる農協でも、イノシシの被害が最も多くなっていた。

(2) 獣害対策の法制度

野生鳥獣の管理について、歴史的には環境省所管の「鳥獣保護法」（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）のもとで対応されてきた。

そのもとでは、1999年の改正から保護ばかりでなく、生息数が著しく増加している鳥獣の「管理」を含む計画の策定が、都道府県においてできるようになった。また14年の改正では、題名および目的に「管理」が追加され現在の名称「鳥獣保護管理法」（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）になったほか、都道府県または国の捕獲事業を担う「認定鳥獣捕獲等事業者制度」が創設されている。

一方農林水産行政では、深刻化する鳥獣害に対応するため、07年に「鳥獣被害防止

特措法」（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）が制定されている。

この法律は、市町村が中心となって獣害対策に取り組むよう整備されたもので、地域の被害防止計画を策定した市町村に対して、国が財政上の支援を講じる。ほとんどの市町村では、同法にもとづく「鳥獣被害防止総合対策交付金」の事業実施主体として、行政の担当部署や地元猟友会、農協等の関係機関を構成員とする鳥獣被害防止対策協議会を設置し、対策にあたっている。

このように獣害対策に関する行政の体制は、環境省－都道府県によるものと農林水産省－市町村によるものが並立している。ただし、鳥獣保護管理法にもとづく体制はおおむね捕獲に限られ、また予算面でも農林水産行政と比べて著しく少ない（梶（2014））。さらに鳥獣被害防止特措法では、都道府県が有する被害防止のための鳥獣の捕獲許可を希望すれば市町村に委譲できるとされ、市町村への権限の集約が図られている。

したがって獣害対策の現場にかかわるのは、まずもって鳥獣被害防止特措法にもとづく体制といえる。なお鳥獣被害防止総合対策交付金の19年度の予算額は、当初・補正予算を合わせて107億円であり、11年度以降年間100～120億円前後で推移している。

また近年、鳥獣被害防止特措法のもとでは、対策にかかわる狩猟者の減少・高齢化への対応として、地域住民等によって組織する「鳥獣被害対策実施隊」の設置、ICT（情報通信技術）等を用いた捕獲技術の高度

化、捕獲した鳥獣のジビエとしての有効活用の推進などが重点化されている。

2 地域ぐるみの獣害対策に向けて

(1) 捕獲に頼った対策の問題

獣害対策の最も一般的な方法の一つに、被害を起こす鳥獣の捕獲がある。捕獲について行政の体制では、鳥獣保護管理法上の「管理」にもとづく捕獲事業や、鳥獣被害防止総合対策交付金における捕獲報奨金の支払い等を実施している。

獣害対策の従来議論では、この捕獲に頼った対策の問題が指摘されてきた。例えば鈴木（2013）は、獣害対策の現場において、捕獲はシンプルでわかりやすく古典的な方法であるため、被害農家からの要望として最も多く、それに応えるため、対症療法的に捕獲が優先されてきたということを指摘している。

また江口編著（2018）では、対策によって捕獲頭数が倍増しているにもかかわらず、被害額が減少していないこと、すなわち捕獲一辺倒の対策では効果が薄いにもかかわらず、現場では捕獲頭数の増加のみが自己目的化しているような状況があると報告している。技術的にも、捕獲と被害減少との関係は明らかではないとされる（本田・山端（2018））。

さらに捕獲優先の対策において中心的な主体となるのは、行政および捕獲を依頼される猟友会等である。一方こうしたなかで

は、対策が行政まかせになりやすく、またその裏返しとして「農業関係者が参加できない環境が作られてきた」こと、結果として「被害者である当事者（農業者）抜きの対策になってしまう」（江口編著（2018）13頁）ことが問題視されてきた。これには、捕獲には原則狩猟免許が必要であるため、農業関係者は直接対策にかかわりにくいということも関係している。

こうした経緯のため、現状積極的に独自の獣害対策を行う農協は必ずしも多くないとみられる。全国の農協を対象にアンケート調査を行った山野ほか（2017）は、地域の獣害対策における農協のかかわりについて、次のように報告している。

この調査では、有効回答142件のうち8割以上の農協の管内で鳥獣害対策が行われていた。しかしその担当機関は主に行政や猟友会で、農協がかかわるのは48.7%、また農協のかかわり方としては「鳥獣被害防止対策協議会の一員として」が主で、「対策の主体として」かかわる農協は1割程度であったとされる。さらに農協が対策に取り組む際の問題として、39.2%が「すでに他団体が実施している」、20.6%が「農協の事業としてなじまない」と回答している。

以上の背景には、従来捕獲に頼った対策のなかで、農協の果たす役割が積極的に位置づけられてこなかったことが、原因の一つとなっていると考えられる。

(2) 地域ぐるみの対策における農協

対して近年では、捕獲に頼らず、また行

政まかせにしない対策、とくに行政や猟友会、農業関係者など地域のさまざまな立場が連携し、それぞれが主体的に取り組むような対策のあり方が推奨されている。こうした対策は、「地域ぐるみの獣害対策」(鈴木(2013))とも呼ばれている。^(注1)

地域ぐるみの対策では、農協の行う獣害対策も重要になるだろう。農協は、被害を受ける農業者にとって最も身近な存在の一つであり、地域に密着した事業を行う主体として、地域ぐるみの獣害対策においても一定の役割が期待できる。

農協の獣害対策については、まだ十分な調査研究がなされておらず、前述の山野ほか(2017)でアンケート調査の結果が報告されている程度である。地域ぐるみの対策に向けて、今後農協がどのような役割を果たしうるのかについて、先進的な事例から検討する必要がある。

(注1) 地域ぐるみの獣害対策のモデルとなる取組みの一つとして、三重県伊賀市で集落ぐるみのサルの追い払い活動を行う事例がある。この活動を実践する集落では、農家の農地管理意識が改善したり、地域活動が活性化したりする効果がみられる(山端(2010)、山端・九鬼・星野(2015))。

(3) 対策の3つの要素

地域ぐるみの対策では、捕獲に頼った対策からの脱却という観点から、次の3つの要素を総合的に行うことが重視されている(九鬼・武山・岸岡(2014)、野生鳥獣被害防止マニュアル—総合対策編—企画編集委員会(2018))。

第1に、鳥獣の隠れ家となる茂みの刈り

払いや、森林と農地の間への緩衝帯設置による見通しの改善、さらに稲刈り後のひこばえ、放置された柿の木といった鳥獣のエサとなるものの除去など、鳥獣を寄せつけない集落の環境づくりが挙げられる。こうした取組みは、「集落環境整備」と呼ばれる。

第2に、ワイヤーメッシュ柵や電気柵などの設置による侵入防止、また集落全体でのサルの追い払いといった「被害防護」である。防護柵の設置については、適切な方法で行うばかりでなく、定期的な柵のメンテナンスが必要になる。

第3に、銃器やわなによる加害個体の「捕獲」である。例えばイノシシの対策では、大型の捕獲おりを用いた群れ単位での捕獲が有効な方法の一つとされる。

農協の行う対策も、これら3つの要素の一部に位置づけられる。本稿後半の考察では、3つの要素それぞれについて、地域の獣害対策における農協の役割を整理する。

3 農協による獣害対策の事例

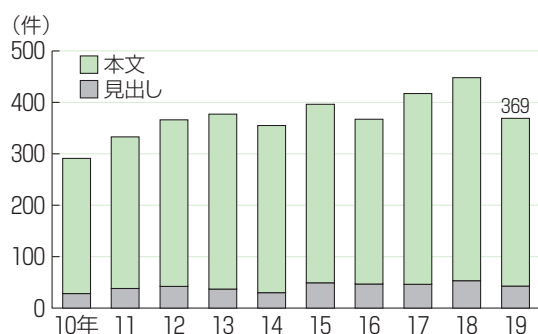
農協の獣害対策の検討にあたって、本稿では主に日本農業新聞データベースから事例を抽出した。検索対象は、「JA」と「獣害」または「獣被害」というキーワードを含む記事である。まず収集した記事について、全体的な傾向を概観しておく。

10~19年において上記のキーワードを含む記事の総数は、3,719件であった。とくに10年代初めは年間300件前後であったが、

近年は400件前後と若干の増加傾向にある(第2図)。また3,719件のうち、本文ばかりでなく見出しに上記のキーワードを含む記事は413件であり、少なくとも年間40件ほどは、農協の獣害対策に注目した記事が報じられている。

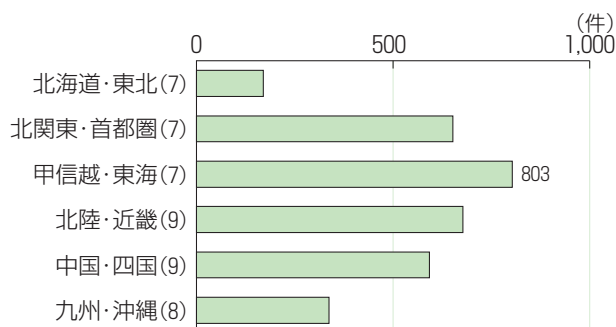
次に同期間のブロック版・都府県版の記事3,232件について、地域ごとに記事数の分布をみると、北海道・東北地方では記事が少なく、関東以南から中国・四国地方で記事が多くなっている。とくに甲信越・東海地方は、県数が少ないにもかかわらず、記事数が803件と最も多い(第3図)。

第2図 日本農業新聞における農協の獣害関連記事数の推移



資料 日本農業新聞データベース
 (注) 「JA」と「獣害」または「獣被害」を含む記事を検索。

第3図 地域ごとの農協の獣害関連記事数



資料 第2図に同じ
 (注) ブロック版・都府県版の記事(3,232件)を対象。()内は各地域の都道府県数。

もっとも、これらの記事数にあらわれているのは、あくまで日本農業新聞に取り上げられた事例にすぎず、実際には記事として報じられていない重要な事例もありうる。このことに留意しつつ、本稿では日本農業新聞の記事を参考に、以降の3つの農協の事例を取り上げる。

なお本稿で取り上げる事例以外にも、農協のかかわる特徴的な獣害対策の事例として、例えばJAグループ京都では、15年に一般社団法人「JAグループ京都有害鳥獣対策本部」を設立し、鳥獣保護管理法にもとづく認定鳥獣捕獲等事業者として、積極的な捕獲活動を行っている(日本農業新聞2016年7月13日付)。

また高知県では、12年度から県の事業として、地域の獣害対策を支援する「鳥獣被害対策専門員」を県内の農協に配置している(植田(2019))。さらにJA種子屋久では、JAグループ鹿児島に関連会社が開発した「鳥獣害対策クラウド」を西之表市と連携して導入、獣害の発生状況やわなによる捕獲状況等をインターネット上で共有し、効果的な対策に役立てている(日本農業新聞2019年5月8日付)。

(1) JA伊豆太陽

JA伊豆太陽は、静岡県下田市をはじめ伊豆半島南部の6市町を管内とする農協である。管内の大半は中山間地域で、かんきつ類や野菜、花きなど少量多品目の農作物が生産されている。19年3月末の正組合員数は、7,181人である。

野生鳥獣による被害は、上記の農作物全般で発生しており、17年度の被害額は3,780万4千円に上る。このうち、被害の8割以上はイノシシとシカによるもので、サル、鳥類がそれらに次ぐ。これらの鳥獣の被害は、かんきつ類や野菜の食害ばかりでなく、花きでも例えば農地にシカが侵入しカーネーションの新芽を食べるといった被害がある。

JAでは、古くは10年代初頭から、積極的な獣害対策を実施してきた。この背景には09年、管内の被害額が従来の倍近くに急増したことがある。JAでは、翌年度から県の緊急雇用創出事業を活用して、わな猟免許取得者の雇用、地元猟友会と協力しながら集落の調査やわなの見回り、わなの設置方法などの技術指導、またJAが保有する箱わなを使った捕獲活動を行った。

こうした取組みは、県の事業終了後も、JA独自の獣害対策に引き継がれている。現在JAでは、次のような人的・経済的支援を実施している。

まず人的な支援として、職員のわな猟免許取得を促進している。JAでは営農指導員として配置されると、基本的にわな猟免許を取得することとなっており、その費用はJAで負担する。なおこの免許取得は、職員自身が捕獲活動を行うというよりも、獣害対策に関する技術研修を主な目的としたものである。職員のなかには、さらに県の「鳥獣被害対策総合アドバイザー」の認定を受け、地域における獣害対策の普及啓発にかかわる人もいる。

またJAでは、本店営農部営農課と3つの営農センターに計20人弱の営農指導員が配置されており、獣害対策についても適切な技術指導を行える体制となっている。例えば農地に鳥獣が侵入した場合、営農指導員が現地に出向き、侵入経路を特定し、適切な防護柵の設置方法を助言するといったこともあるという。

さらに経済的支援として、独自に対策資材の購入助成を行っている。これは、組合員が防護柵やわな等を購入する場合、費用の一部を助成するというものである。組合員は、行政の補助と併せてそれを使うことができ、自己負担を極力抑えて電気柵等を導入することができる。またJAの助成の手続きは、行政のものに比べて簡単なものとなっており、組合員のニーズに迅速な対応ができるようになっている。

こうした経済的支援が可能になっている背景には、管内の被害の深刻さから、JAが積極的に獣害対策を行うことについて、組合員の間で広く合意が形成されていることがある。それ以外にもJAでは、鳥獣を捕獲した人に駆除負担金を交付しており、行政の捕獲報奨金と併せて、加害個体の捕獲を後押ししている。また現在50基ほどの箱わなをJAで保有しており、捕獲に従事する人に無料で貸し出している。

以上の対策はJA独自のものであるが、対策を進めるなかでは、地域の他団体との連携も欠かせない。まず行政との連携では、JAが事務局となって管内6市町にまたがる「伊豆地域鳥獣害対策連絡会」を設置して



JAが貸し出している箱わな
(JA伊豆太陽広報誌より)

おり、県や市町の担当者と被害状況や対策に関する情報を共有している。また猟友会や住民が自発的に組織した獣害対策の団体にも活動資金の助成を行っており、地域内での連携を図っている。

対策を通じて近年では、10年前後のピーク時と比べ、管内の被害拡大に歯止めがかかってきたとされる。この背景には防護柵の普及があり、とくにJAの対策はその普及に一定の貢献を果たしている。

(2) JAあいち豊田

JAあいち豊田も、独自の獣害対策を行う農協の一つである。その管内である愛知県豊田市とみよし市では、水稻を中心に、桃や梨といった果樹、野菜の生産が行われている。19年3月末の正組合員数は、1万4,132人である。

JAの管内は6割以上を中山間地域が占めることもあり、野生鳥獣による被害は多い。18年の豊田市の被害額は、9,026万円に上る。

このうち、被害額が最も大きいのはイノシシで、獣類ではシカ、ハクビシンがそれに次ぐ。とくにイノシシは食害のみならず、農地で暴れて作物ににおいがついてしまい、出荷できなくなるといった例もある。

JAあいち豊田でも、JA伊豆太陽と同様、独自の獣害対策のなかで、職員のわな猟免許の取得促進や電気柵等の購入支援を行っている。また10年代前半には、管内の4つの地域で、緩衝帯の整備に関するモデル事業を実施した。具体的には、県の担当者と協力して農地に接する山林のやぶを刈り払い、センサーカメラで鳥獣の侵入状況を調査した。その結果、イノシシの出現回数が減少するという効果が得られ、他の地域にも緩衝帯の整備を展開していくうえで、行政の事業化にもこぎつけることができた(広報誌『グリーンボイス』2018年9月号)。

さらに17年度からは、管内4か所のモデル地区で、ICTを用いた新型捕獲おりの実証試験を行っている。これは、近年防護柵が普及してきた反面で、鳥獣の個体数は減少しておらず、総合的な対策として捕獲が必要になったことによる。この新型おりは、クラウド上で内部の様子を監視し、遠隔操作で鳥獣を捕獲できるため、見回りの労力を大幅に削減できる。また、イノシシは子を捕獲しても、またすぐ親が子を産むため、群れでの捕獲が重要になる。この点、新型おりは遠隔で監視しながら、群れでおりに入った時点で捕獲できるため、有効な対策の一つとなっている。

このうちの一つ、足助地区の新型おりは

17年9月の設置後、年間10頭近いイノシシやシカの捕獲実績を上げてきた。JAでは、こうした実績をつくったうえで、今後行政に本格導入を要望し、普及を図っていく計画である。

以上のようにJAでは、独自の対策にもとづきながら、行政に対してさまざまな働きかけを行っている。これまでも、捕獲後に安全に個体を処理するための電気止め刺しの導入や通年での駆除の許可を要望し、実現してきた。

また地域ぐるみの獣害対策では、住民自身が主体的に対策にかかわることが重要となっている。このなかでJAは、対策にかかわる住民の意識づくりを後押しするため、農家向けの研修会を活発に開催している。この研修会は、JA全体では年2回ほど実施



足助地区の新型捕獲おり(筆者撮影)

しているほか、中山間地域の営農センターでも独自に企画している。さらに生産者部会や集落の会合でも、被害状況や対策の方法について周知している。このようにJAでは、集落に積極的に入っていくことを重視しているという。

(3) JAかながわ西湘

JAかながわ西湘は、小田原市をはじめ神奈川県西部の2市8町を管内とする。正組合員数は1万684人(20年3月末)、管内の沿岸部ではかんきつ類、山間部では茶、また梅や米の生産が盛んである。

野生鳥獣の被害は、イノシシが圧倒的に多いが、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシンなどによる被害も少なくない。獣害に遭いやすい農作物は、かんきつ類やいも類である。神奈川県の調べによれば、18年度の管内の被害額は4,104万円に上る。

こうした被害状況の調査について、他の事例では主に市町村が実施していたが、JAかながわ西湘をはじめ神奈川県内のJAでは、JA自身が積極的に調査にかかわっており、被害届の提出を促している。これは、被害状況をきちんと把握できていないと、対策の要望ができないという問題意識によるもので、JAかながわ西湘では広報誌や各種会合で調査への協力を呼びかけるばかりでなく、職員が電話でのヒアリングも行っている。

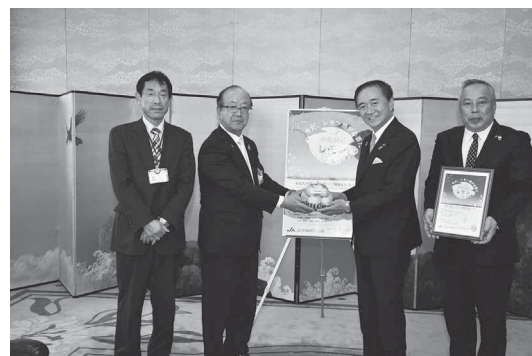
またJAグループ神奈川では、一定規模以上の販売農家に対して、電気柵や箱わな等の購入助成を行っており、それに満たない

小規模販売農家に対しては、JAかながわ西湘が独自に、電気柵とくくりわなの購入を補助している。20年度には、新たにわな管理用ICT機器の一部購入助成制度を設けた。これは、農業者が行うイノシシなどの捕獲活動について、わな設置場所の見回りにかかる労力を軽減するためのものである。また、JA職員が組合員の電気柵設置に協力する事業もスタートさせている。

さらにJAかながわ西湘の獣害対策において特徴的なのは、小田原市と足柄上地域で、地域の鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という）の事務局を担当していることである。地域の協議会の事務局は、一般に市町村の農政課等が担当することが多いとみられる。一方で小田原市の場合は、80年代にサルの被害が深刻化したこともあって、JAが獣害対策にかかわるようになり、それが現在の協議会に引き継がれている。南足柄市をはじめ1市5町からなる足柄上地域の協議会も、同様の経緯をもつ。

協議会の事務局を担当するなかで、JAは地域全体の獣害対策について、検討段階から中心にかかわっている。とくに協議会では、集落座談会などで上がってきた農家の声を、できるだけ行政等に届けるようにしているという。例えば最近では、農家が捕獲したイノシシ等の止め刺しを猟友会に依頼する場合の費用助成について、働きかけを行ってきた。事務局を担当していることで、行政や猟友会と直接調整しやすい関係性を構築できているとされる。

また近年では、箱根山地のニホンジカが



西湘産の新たなブランドとして注目を集める「湘南潮彩レモン」（JAかながわ西湘提供）

急増しており、植生劣化や森林破壊が懸念されるとともに、農作物被害が深刻化している。こうした状況については、地元のNPO法人「小田原山盛の会」とともに、行政やJAが連携して対策を講じている。

さらにJAでは、獣害に遭いにくい作物として、18年度よりレモンの産地化に積極的に取り組んでいる。この背景には、以前からラッキョウやニンニク、ボタン桜など、獣害を受けにくい作物の新規導入を図ってきた経緯がある。とくにレモンは、温州みかんと比べても省力的な栽培が可能とされる。JAでは生産者拡大のため、18年度から苗木の購入費の一部助成を行っている。また20年1月には、管内で生産されるレモンのブランド名が、「湘南潮彩レモン」に決定された。

4 地域の対策における農協の役割

以上、獣害対策について3つの農協ではさまざまな取組みが行われていた。本節ではそれらの取組みを、「集落環境整備」「被

害防護」「捕獲」という獣害対策の3つの要素にもとづき整理していく。そのなかでは、地域ぐるみの対策における農協のかかわり方、とくに重要と思われる農協の役割について考察したい。

(1) 3つの対策の要素にもとづく整理

まず、鳥獣を寄せつけない集落の環境づくりを図る「集落環境整備」について、農協では緩衝帯の整備に関するモデル事業、農家向け研修会の積極的な開催、獣害に遭いにくい作物の新規導入といった取組みを実施していた。

集落環境整備では、放置された稲刈り後のひこばえや柿の木の除去など、集落生活のなかで従来無意識に行ってきた行動を見直すことが、対策の契機となる。この点、研修会の積極的な開催は、地道な取組みではあるものの、農家自身が主体的に対策にかかわる意識を形成していくうえで、重要な意義をもつと考えられる。

また獣害を受けにくい作物の導入は、集落環境整備のなかで、農協の特徴的な取組みの一つといえる。こうした取組みは、行政や猟友会といった地域の他の主体とは異なる、農協ならではの対策でありうる。

さらにこれまでの獣害対策は、第一義的には金銭的、労力的に単なるコストとして捉えられがちであった。一方で新規作物導入の取組みは、鳥獣を寄せつけない環境づくり、また鳥獣のすみかとなる耕作放棄地の発生を未然に防ぎつつ、同時に新規作物のブランド化や商品開発に発展させること

で、農業者の所得増大にもつなげることができる。

近年の獣害対策では、例えばジビエとしての有効活用など、対策を地域活性化の文脈で捉え直し、事業化を目指す方向性が注目されている（鈴木（2017））。獣害を受けにくい新規作物の導入も、そうした方法の一つに位置づけられる。

次に、柵による侵入防止や追い払いといった「被害防護」に関する農協の取組みとして、独自の資金助成による電気柵等の購入支援や、営農指導員による対策の技術指導体制が挙げられる。

対策資材の購入支援は、鳥獣被害防止総合対策交付金にもとづき地域の協議会でも実施されているが、ほとんどの場合、例えば費用の2分の1といった一定の自己負担が求められる。この自己負担分を軽減するうえで、農協の助成がもつ意義は小さくない。独自の助成を行う農協の管内では、防護柵の普及が進んでいた。なおこうした助成の前提には、農協の行う獣害対策について、組合員間で広く合意形成がなされている必要がある。

また、とくに営農指導員が適切な防護柵の設置方法について助言するといった、対策の技術指導を行う体制の構築は、農協の独自性を生かした獣害対策のあり方の一つとなりうる。この点、市町村の担当者は他の業務との兼任で獣害対策を担当していることが多く、現場での相談対応まで手が回らないということが少なくない。

対して農協の営農指導員は、巡回をはじ

め、日ごろから現場に出向き、組合員と接する機会をもつ。わな猟免許取得やアドバイザーの認定といった職員の技術研修を促すことで、農協は獣害対策についても適切に相談対応が可能な体制を、効率的に構築できると考えられる。

最後に加害個体の「捕獲」については、駆除負担金の交付や箱わなの貸出し、モデル地区での新型捕獲おりの実証試験が行われていた。

とくに新型捕獲おり等のICTを用いた機器は、効率的に対策を実施するための打開策として、近年獣害対策のなかでも有望視されている。しかし、現状それらの機器は非常に高価であり、個人で導入するのは困難である。対して、個々の組合員が出資し合い一定の規模で事業を運営する協同組合であれば、こうした機器も組合員内での適切な合意形成を図ったうえで、ある程度導入することが可能である。

もっとも農協の予算も限られており、多くを導入することはできないとみられる。しかし、モデル事業での実証試験を通じて一定の実績をつくることで、今後の行政での導入を促すことができる。またこのようにして導入が進んだ結果、将来的には機器自体も安価になり、さらに普及が進むといった効果も期待できる。農協は、こうした新技術の普及の初期段階において、重要な役割を果たしうる。

以上のように獣害対策の3つの要素について、農協は多くの役割を果たしうる。なお捕獲は、第一義的には猟友会等の役割と

いう性格が強いが、集落環境整備と被害防護については、とりわけ獣害を受けにくい作物の導入や対策の技術指導体制の構築といった取組みを通じて、地域の他の主体とは異なる、農協の独自性を生かした対策が可能と考えられる。

また集落環境整備は、ある程度個人での対応が可能な被害防護や捕獲と比べて、集落単位での取組みが必要になるため、なかなか対策が進みにくいという側面がある。このように対策が進みにくいことの背景には、人口減少が進むなかで、集落活動が困難になっている、農家によって被害の程度に濃淡があるため、一体としての行動が難しいといったことがある。集落活動の組織化自体が困難になりつつあるなかで、どのように集落の機能を維持し、獣害対策を進めていくかについては、今後さらなる検討が必要であろう。

(2) 組合員の声を届ける役割

さらに3つの要素以外で、農協が果たしていた重要な役割として、組合員の声を地域の協議会や行政、猟友会に届けるということがある。農協は、獣害の被害者たる農業者にとって、最も身近な存在の一つであり、地域全体の獣害対策について、さまざまな要望を受けやすい。

独自の獣害対策を行う農協では、これら組合員の要望を積極的に協議会に伝え、地域の他団体との調整を図っていた。具体的には、電気止め刺しの導入について行政に働きかけを行ったり、通年での駆除の許可

や止め刺しの依頼に関する費用助成について行政や猟友会と調整したり、といった取組みがみられた。

また例えば猟友会は、活動範囲が農協の管内と必ずしも一致していないため、一元的に調整しにくく、地域によっては市町村の農政課を介して調整している、という話も聞かれた。一方で協議会の事務局を担当する農協では、こうした場合でも直接調整可能な関係性が構築されていた。組合員の声を積極的に届けていくためには、農協独自の対策のみならず、地域全体の獣害対策にも中心的にかかわっていくことが重要といえる。

ただし、地域全体の対策に主導的にかかわる事例では、さまざまな手続き、各主体の取りまとめについて相当な事務量を引き受けており、負担が大きいという側面もある。近年の地域ぐるみの獣害対策では、行政まかせにしない対策のあり方が求められているが、同時に単に対策を地域まかせばかりにしない行政本来の役割についても、改めて検討が必要であろう。

この点、近年の地域ぐるみの獣害対策に関する議論では、どのような役割を行政が担い、他の主体がどのような役割まで担うべきかについて、必ずしも明確にされていない。ただし、例えば対策に関する適切な予算配分や、それぞれの主体の取組みを生かす地域のコーディネーターといった役割は行政独自のものであり、民間の主体が代替することはできない。今後の議論では、こうした各主体の独自性を明確化しうえ

で、それぞれの適切な役割分担のあり方について、多様な地域の状況を踏まえながら整理していくことが、重要な課題の一つとなると考えられる。

おわりに

本稿では農協による獣害対策と、地域ぐるみの対策における農協の役割について検討してきた。従来、捕獲に頼った対策が進められてきたなかで、農協が地域の獣害対策に果たす役割は、積極的に位置づけられてこなかった。

一方本稿で取り上げた農協では、さまざまな獣害対策を実施しており、とくに集落環境整備や被害防護については、農協の独自性を発揮した取組みを行っていた。このように農協は、地域ぐるみの獣害対策のなかでも、他の主体とは異なる、重要な役割を果たしうる。

他方で、集落活動の組織化自体が困難になりつつあるなかでの対策のあり方や、地域の各主体の独自性を明確化したうえでの適切な役割分担をはじめ、さらに検討が必要な課題も示唆された。農協の獣害対策については、まだ全体像が明らかになっておらず、本稿でも少数の先進的事例を検討したにすぎない。今後も検討を深め、有効な地域ぐるみの対策のあり方について明らかにしていく必要がある。

<参考文献>

- ・植田祥平(2019)「被害が止まった集落続々 鳥獣被害対策専門員を12JAに配置」『季刊地域』第36号

- ・江口祐輔編著 (2018)『決定版 農作物を守る鳥獣害対策—動物の行動から考える—』誠文堂新光社
- ・梶光一 (2014)「野生動物管理の社会基盤の構築」『野生生物と社会』第1巻第2号
- ・九鬼康彰・武山絵美・岸岡智也 (2014)「獣害及びその対策に関する研究動向と展望」『農村計画学会誌』第33巻第3号
- ・鈴木克哉 (2013)「なぜ獣害対策はうまくいかないのか—獣害問題における順応的ガバナンスに向けて—」宮内泰介編『なぜ環境保全はうまくいかないのか—現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性—』新泉社
- ・鈴木克哉 (2017)「『獣がい』を共生と農村再生へ昇華させるプロセスづくり—『獣害』対策から『獣がい』へずらしてつくる地域の未来と中間支援の必要性—」宮内泰介編『どうすれば環境保全はうまくいくのか—現場から考える「順応的ガバナンス」の進め方—』新泉社
- ・竹内正彦 (2019)「野生鳥獣による農作物被害の現状と対策研究の最前線—本特集のねらい—」『JATAFFジャーナル』第7巻第10号

- ・本田剛・山端直人 (2018)「何故獣害は対策技術で解決されないのか—技術普及過程論による検証—」『野生生物と社会』第5巻第2号
- ・野生鳥獣被害防止マニュアル—総合対策編—企画編集委員会 (2018)『野生鳥獣被害防止マニュアル—総合対策編—』農文協プロダクション
- ・山野はるか・吉田詞温・梅本哲平・笠島隆・小泉聖一・小林信一 (2017)「全国JA管内における鳥獣被害と対策の現状および今後の対応」『日本鹿研究』第8号
- ・山端直人 (2010)「獣害対策の進展が農家の農地管理意識に及ぼす効果—三重県における集落の調査事例—」『農村計画学会誌』第29巻
- ・山端直人・九鬼康彰・星野敏 (2015)「獣害対策の継続が集落のソーシャル・キャピタルに及ぼす効果—三重県内A地域での検証—」『農村計画学会誌』第34巻第3号

(ふじた けんじろう)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2019

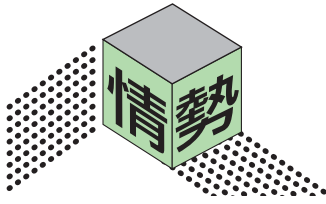
A4判 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2019年12月



2018年の農業経営の動向

研究員 長谷 祐

はじめに

本稿では、「農業経営統計調査 営農類型別経営統計（個別経営）」（2019年12月公表）など、農林水産省が公表する統計を用いて、18年における個別農業経営の動向を整理する。まず、18年の農業に関するトピックを整理し、次いで統計を用いて農業経営を取り巻く経営環境を概観する。その後、個別農業経営全体の経営動向を把握したうえで、主要な営農類型別に経営動向を報告する。

1 2018年の農業を振り返る

(1) 外部環境が大きく動く

18年は自然災害が多発した年であった。主なものだけでも、西日本や北海道を中心に大きな被害を出した平成30年7月豪雨、25年ぶりに「非常に強い勢力^(注1)」で上陸した台風21号、北海道でブラックアウトを引き起こした北海道胆振東部地震、沖縄から東北までの広い範囲で観測史上最大瞬間風速を記録した台風24号が挙げられる。

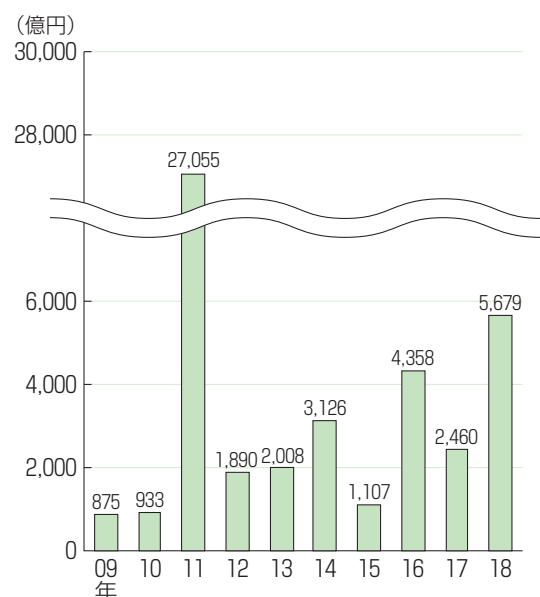
農業白書によれば、18年の自然災害による農林水産関係の被害額は5,679億円にのぼり、東日本大震災のあった11年を除いて、

過去10年間で最大となった（第1図）。

農業政策の面では、米政策改革により米の生産数量目標の配分が廃止され、農業者が主体的に生産量を決められるようになった。酪農では「畜産経営の安定に関する法律（畜安法）」が改正され、指定生乳生産者団体制度が廃止された。ほかにも、種子法の廃止や農薬取締法改正、農業保険法など「農業競争力強化プログラム」に関連した法整備が進んだ。

また、有効求人倍率がバブル期を上回り、農業をはじめとして人手不足が顕在化した

第1図 自然災害による農林水産関係被害額の推移

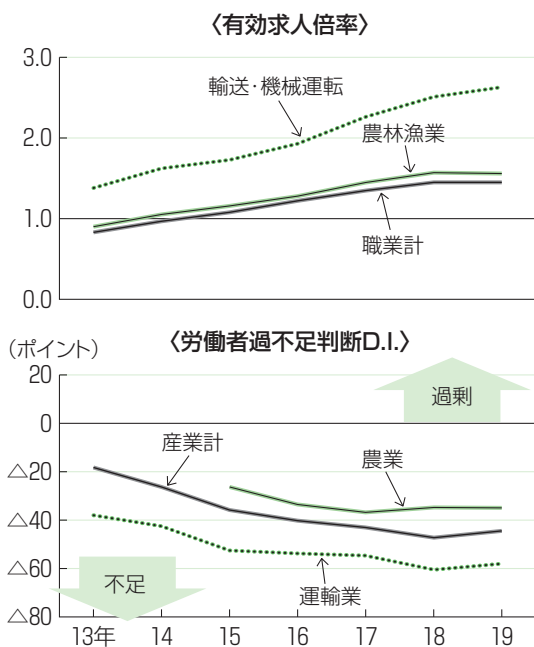


資料 農林水産省「平成30年度 食料・農業・農村白書」

年でもある。特に流通にかかわる業種では、有効求人倍率、労働者過不足判断D.I.などの指標でも人手不足の深刻化が見て取れる(第2図)。そして最低賃金も上昇しており、後述のように農業経営においても、こうした人手不足が原因と思われる影響が出てきている(第3図)。

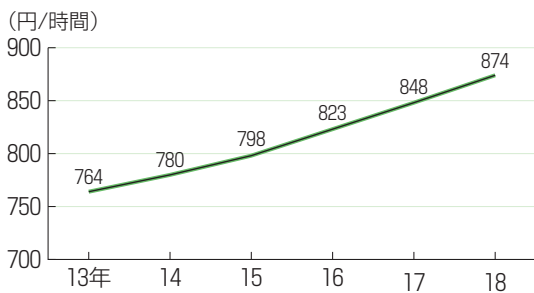
(注1) 気象庁では台風の強さを最大風速で分類し

第2図 人手不足に関する指標(農業・流通業)の推移



資料 厚生労働省「一般職業紹介状況」「労働経済動向調査」、日本政策金融公庫「農業景況調査」
 (注) 農業の労働者過不足判断D.I.は、「農業景況調査」の雇用状況D.I.の数値。

第3図 最低賃金の推移



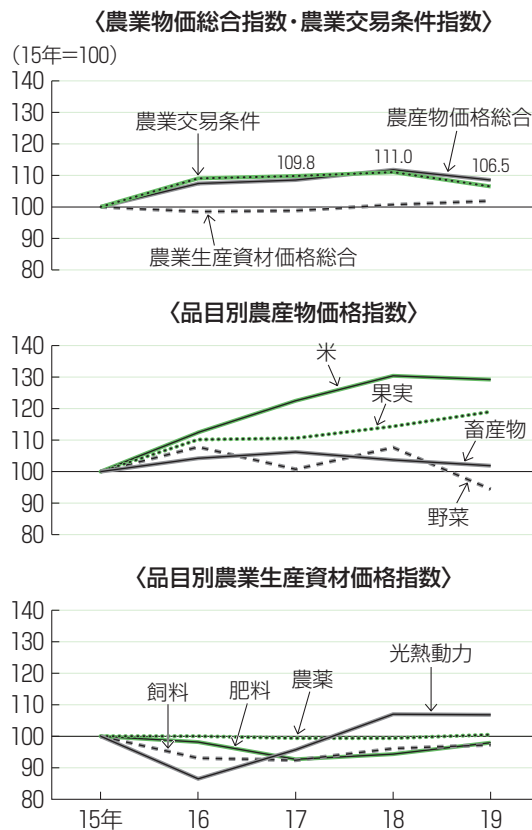
資料 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」
 (注) 都道府県別の最低賃金を加重平均したもの。

ており、33m/秒以上44m/秒未満を「強い」、44m/秒以上54m/秒未満を「非常に強い」、54m/秒以上を「猛烈な」としている。なお、予報用語としては30m/秒以上の風を「猛烈な風」としており、屋外での行動は極めて危険で樹木や電柱が倒れる恐れがあるとしている。

(2) 農業交易指数は上昇も、資材価格が2015年水準を超える

次に18年の農業経営を取り巻く経営環境を概観する。本稿では農業の経営環境を知る手掛かりとして、「農業物価統計調査」の農業交易条件指数(以下「交易条件指数」という)に着目していく。第4図は15年の農業物価を100として各年の物価を指数化したものである。

第4図 農業物価指数の推移



資料 農林水産省「農業物価統計調査」
 (注) 19年は概数。

交易条件指数は、農産物価格総合指数を農業生産資材価格総合指数で除したものであり、その上昇または低下はそれぞれ経営環境の良化および悪化を示す。

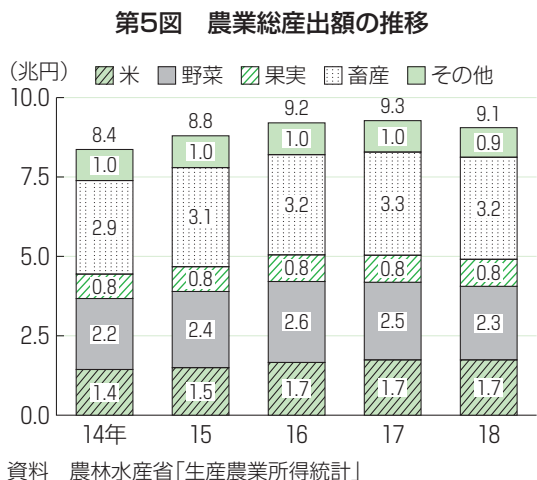
近年は交易条件指数が上昇傾向で推移している。18年は前年から1.2ポイント上昇（前年比+1.1%）して111.0となった。その大きな要因は、米価をはじめとする農産物価格の上昇であることがわかる。18年は米以外にも、野菜、果実の価格指数が上昇した。

他方、農業生産資材価格総合指数も2年連続で上昇し、18年には100（15年の水準）を上回った。光熱動力費が大幅に上昇しているほか、肥料価格や飼料価格も18年から上昇に転じたことが影響している。

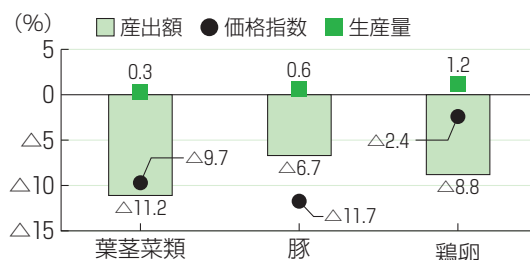
(3) 農業総産出額は4年ぶりに減少

18年の農業総産出額は前年から2,184億円減少して、9兆558億円（前年比△2.4%）であった。農業総産出額が前年から減少するのは4年ぶりであるが、9兆円台の高い水準は維持している（第5図）。

部門別で見ると、野菜で1,296億円（同△



第6図 2018年の葉茎菜類・豚・鶏卵の産出額・価格指数・生産量の前年比増減率



資料 農林水産省「生産農業所得統計」「農産物価統計調査」「食料需給表」「畜産物流通統計」
 (注) 葉茎菜類の価格指数は年産区分にしたがって再計算したものを利用している。

5.3%)、畜産で393億円（同△1.2%）と大きく減少している。産出額は生産量×価格で計算されるので、野菜と畜産についてそれらの変化を確認する。野菜では、前年産で価格が高騰した葉茎菜類の生育が良好となり、生産量が微増した一方で、価格が大きく下落したことが影響している。畜産も同様に、生産量が拡大した豚と鶏卵で価格が下落し、産出額が落ち込んでいる（第6図）。

近年は生産量の減少による価格上昇によって産出額が増加していたが、18年は生産量が増加した作目での価格下落によって、産出額も減少したといえよう。

(注2) 品目別に産出額を推計する際、生産が暦年をまたぐ品目は年産区分で集計される。例えばキャベツは4月～翌3月、トマトは7月～翌6月の生産が当該年産となる。このため、「農産物価統計調査」や「営農類型別経営統計」とは、集計期間が一部で異なっている。

2 個別農業経営体の経営動向

(1) 個別経営体の総所得は500万円を超えて推移

本節では、18年の個別農業経営体の経営

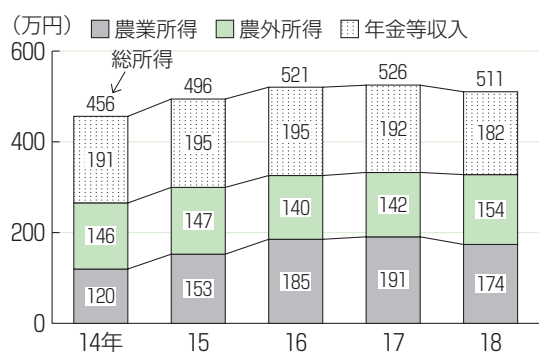
動向を検討する。まず、個別経営体全体の動向を把握しておこう。18年の個別経営体1戸あたり総所得は前年比△15万円の511万円となった（第7図）。内訳を見ると、農

業所得と年金等収入が前年から減少した一方で、農外所得は増加している。農業所得減少の要因は、農業粗収益の増加を上回って、農業経営費が増加したことである（第1表）。

総所得が500万円台を維持したこと、農業所得が農外所得を上回っていることなど、15年以前と比較すれば堅調に推移しているように見えるが、資材価格の上昇は19年も続いており、農業経営には厳しい経営環境が続いているといえる。

第1表は営農類型別に農業所得の前年との比較をまとめたものである。以下では本表を参考にしつつ、営農類型別に農業経営

第7図 個別経営体の所得構造の推移



資料 農林水産省「経営形態別経営統計（個別経営）」

第1表 2018年の個別経営体における農業所得の前年比増減とその要因

(単位 万円、%)

	個別経営全体					水田作				
	17年	18年	増減額	増減率	寄与度	17年	18年	増減額	増減率	寄与度
農業所得	191	174	△17	△8.7	-	70	56	△14	△20.1	-
農業粗収益	623	626	3	0.4	1.3	277	265	△12	△4.3	△17.2
販売等収入	567	576	9	1.6	4.9	226	220	△6	△2.4	△7.9
補助金等	57	50	△7	△12.0	△3.6	51	45	△7	△12.7	△9.3
農業経営費	433	452	19	4.4	△10.0	207	209	2	1.0	△2.9

	野菜作					果樹作				
	17年	18年	増減額	増減率	寄与度	17年	18年	増減額	増減率	寄与度
農業所得	321	337	16	5.0	-	226	254	28	12.5	-
農業粗収益	809	869	60	7.4	18.7	594	642	48	8.1	21.3
販売等収入	768	830	62	8.1	19.5	577	627	50	8.7	22.3
補助金等	41	38	△2	△5.9	△0.7	17	15	△2	△13.6	△1.0
農業経営費	488	532	44	9.0	△13.7	368	388	20	5.4	△8.8

	酪農					肉用牛				
	17年	18年	増減額	増減率	寄与度	17年	18年	増減額	増減率	寄与度
農業所得	1,602	1,360	△242	△15.1	-	617	480	△137	△22.1	-
農業粗収益	6,273	6,587	314	5.0	19.6	2,384	2,480	96	4.0	15.6
販売等収入	5,995	6,263	269	4.5	16.8	2,224	2,304	80	3.6	12.9
補助金等	278	324	46	16.5	2.9	159	176	17	10.5	2.7
農業経営費	4,671	5,227	556	11.9	△34.7	1,767	2,000	233	13.2	△37.8

資料 農林水産省「経営形態別経営統計（個別経営）」「営農類型別経営統計（個別経営）」

(注) 1 寄与度は、農業所得の変動に対する各項目の変動の大きさを示す。

2 補助金等は、「農業経営統計調査」における共済・補助金等受取金を指す。

の動向を見ていこう。

(2) 水田作

—米価は堅調に推移も経営費が
増加—

水田作経営では、1戸あたりの農業所得が14万円減少して56万円（前年比△20.1%）となった。農業粗収益が減少する一方で、農業経営費が増加した。

前述のとおり、18年は米の生産数量目標の配分が廃止された。多くの産地は「様子見」とした一方で、一部の産地では主食用米の作付けを増やしたことにより、作付面積は微増した。しかし、9月中旬以降の日照不足により、生産量は前年から減少している（作況指数は98）。米価は前年とほぼ同水準を維持したため、販売等収入は前年から6万円減少している。また、近年の米価上昇により、17年産米のナラシ対策の支払い（補助金収入）も減少した。

農業経営費では、種苗費や肥料費、農薬費など生産資材にかかる費用が増加している。

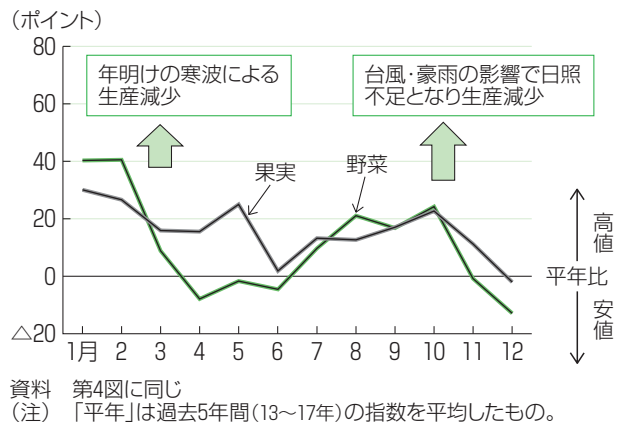
(3) 青果物（野菜作・果樹作）

—人手不足の影響が見られるように—

青果物経営では農業所得が前年から増加している。野菜作では16万円増加して337万円、果樹作では28万円増加して254万円となった。どちらも農業経営費の増加が見られる一方で、それを上回って農業粗収益が増加している。

農業粗収益の増加は、近年の青果物価格

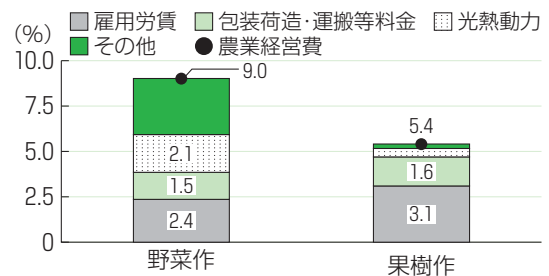
第8図 野菜および果樹の価格指数の2018年と
平年との差



の上昇が影響している。青果物の価格指数を月別に過去5年(13~17年)の平均値と比較すると、18年の青果物価格は例年よりも高値で推移したことがわかる(第8図)。特に年初および夏から秋にかけては高値で推移していて、これは年明けの寒波や7月の豪雨、台風といった自然災害による生産量の落ち込みによるものである。

一方で、農業経営費に着目すると、「農業雇用労賃」と「包装荷造・運搬等料金」が前年から大きく増加している(第9図)。全国的な人手不足による労賃や運送料金の値上げなどが影響したものと考えられる。ま

第9図 2018年の農業経営費の前年比増加率とその要因(野菜作・果樹作)



資料 農林水産省「営農類型別経営統計(個別経営)」

た、野菜作では光熱動力費も増加しており、資材価格の上昇の影響も見られる。

(4) 酪農

—規模拡大によって経営費が増加—

酪農の農業所得は前年から242万円減少し、1,360万円となっている。農業粗収益が前年から増加したものの、それを上回って農業経営費が増加している。

乳用牛の飼養戸数は減少しているものの、18年には飼養頭数が16年ぶりに増加した。1戸あたり経産牛飼養頭数も増加していることから、既存の酪農経営での規模拡大が進んでいることがわかる。

こうした背景から、農業経営費では動物、飼料、農機具費、減価償却費が大きく増加している（第2表）。初妊牛価格や飼料価格の上昇も見られたものの、新たな乳牛の導入や施設への投資が進んでいるものと考えられる。

(5) 肉用牛

—本業での収益が低下—

肉用牛経営全体では、農業所得が前年から137万円減少して480万円となった。酪農

第2表 2018年の農業経営費の前年比増加率とその要因（酪農）

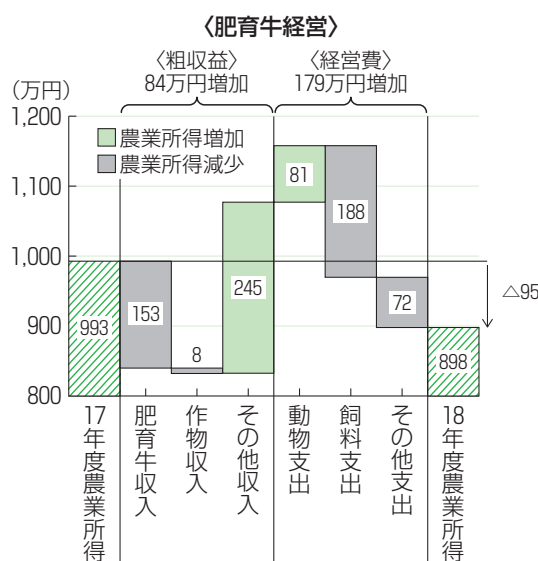
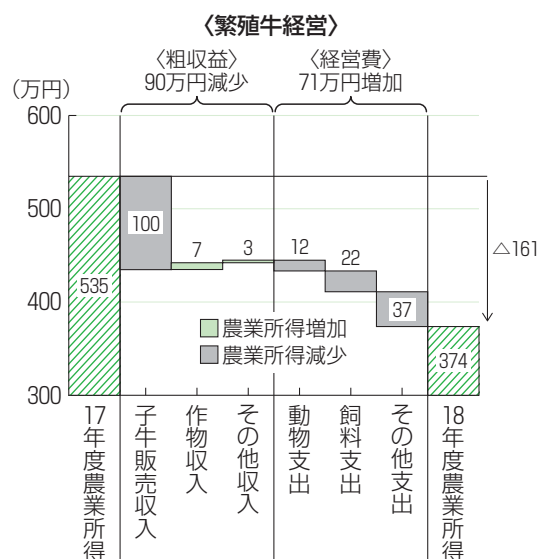
	(単位 %)
農業経営費	11.9
雇用労賃	0.3
動物	3.5
飼料	3.6
農機具	1.2
減価償却費	4.9
その他	△1.6

資料 第9図に同じ

と同様に、農業粗収益の増加を上回って農業経営費が増加している。しかし、繁殖牛経営と肥育牛経営に分けてみると少し事情は異なっている（第10図）。

繁殖牛経営では子畜価格下落の影響から、子牛販売収入（統計では「自家生産和牛収入」）が100万円減少し、農業粗収益全体

第10図 2018年の繁殖牛経営と肥育牛経営における農業所得の前年比増減とその要因



資料 第9図に同じ

でも90万円の減少となった。一方、農業経営費は飼料費や雇用労賃の増加により71万円増加し、農業所得は前年から△161万円（前年比△30.1%）と大きく減少している。

一方の肥育牛経営では、肥育牛収入が前年から153万円減少する一方で、自家生産和牛収入と補助金収入が大きく増加したことによって、農業粗収益が84万円増加した。これは近年、子牛価格が高値で推移していることへの対応として、素牛の自家生産への取組みが進んだものと考えられる。農業経営費では、動物支出（肥育素牛）が前年比81万円減少したものの、飼料費が188万円増加するなど、全体で179万円増加したが、農業所得は前年から95万円（同△9.6%）の減少にとどまった。

環境変化への対応によって、繁殖牛経営と肥育牛経営で農業所得の減少度合いに大きな差が出たものの、両者とも本業の収入が大きく落ち込んでいる点には留意が必要である。

おわりに

農業経営を取り巻く経営環境は、農産物価格の上昇を背景に17年まで^(注3) 良好化していた。

しかし、18年は生産資材価格が上昇したことにより農業経営費が増加し、農業所得も減少することとなった。さらに、経営費の増加は物的経費だけでなく、雇用労賃や運搬費の増加も要因の一つとなっており、全国的な人手不足の影響が見られるようになってきたといえる。

そして、これら農業経営費の増加につながる動きは19年も続いており、農業経営にとって厳しい経営環境が続くと見られる。今後、農業経営では担い手の確保とともに、加工・業務用規格への対応による省力化や、畜産におけるICT（情報通信技術）やロボット技術の活用など、生産性向上の取組みが求められる。

（注3） 長谷（2018）で指摘したとおり、近年の農産物価格上昇は旺盛な需要によって引き起こされたものではなく、中長期的な生産基盤のぜい弱化や自然災害による生産量の減少が大きな要因となっている。

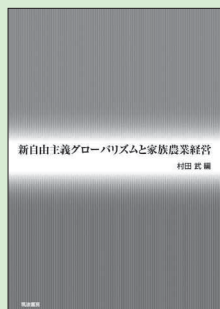
<参考文献>

- ・長谷祐（2018）「2016年の農業経営の動向」『農林金融』11月号、33～38頁
- ・農林水産省（2019a）「平成30年度 食料・農業・農村白書」
- ・農林水産省（2019b）「農業経営統計調査 営農類型別経営統計（個別経営）」

（ながたに たすく）



発刊のお知らせ



新自由主義グローバリズムと 家族農業経営

村田武 編著

2019年12月27日発行 A5判303頁 定価3,000円(税別) (株)筑波書房

編者とその共同研究者は、国連総会が「家族農業の10年」や「農民と農村住民の権利宣言」を採択し、「国連サミット」(2015年)が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)を採択して、SDGsの目標達成のための主たる担い手が小規模家族農業経営にあるとする主張を支持する。本書は、そうした認識をアグリビジネス多国籍企業を批判することにとどめず、アグリビジネス主導の「農業の工業化」ではなく、小規模家族農業経営の「自然と人間との物質代謝」の再生をめざす環境にやさしい農業と、都市と農村を結ぶ新たな食料運動の発見につなげようとしたものである。・・・はじめに(村田武)より

なお、本書は筑波書房創立40周年記念出版として企画された2巻本の1冊であり、もう1冊は田代洋一氏・田畑保氏編『食料・農業・農村の政策課題』である。

主要目次

序章 「新自由主義グローバリズム」と家族農業経営(村田武)

第Ⅰ部 アメリカ北東部ニューイングランドにみるオルタナティブ

- 第1章 マサチューセッツ州の「ローカルフード」運動(椿真一)
- 第2章 ニューイングランドの酪農協同組合と小規模酪農(佐藤加寿子)
- 第3章 マサチューセッツ州の都市近郊農場と保随地役権(橋本直史)

第Ⅱ部 EUにおける農政と家族農業経営の現段階

- 第4章 EU共通農業政策(CAP)の新段階(平澤明彦)
- 第5章 ポーランドの家族農業経営と今後の課題(弦間正彦)
- 第6章 イギリスの家族農業経営とブレグジット農政改革(溝手芳計)
- 第7章 ドイツ・バイエルン州にみる家族農業経営(河原林孝由基)
- 第8章 フランス・ブルターニュにみる家族農業経営——酪農を中心に——(石月義訓)
- 第9章 イタリアにおける「ショートフードサプライチェーン」の展開と小規模家族農業(岩元泉)

購入申込先……………(株)筑波書房 TEL 03-3267-8599
問合せ先……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-6362-7735

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(45)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(45)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(45)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(46)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(46)
6. 農業協同組合 主要勘定	(46)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(48)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(48)
9. 金融機関別預貯金残高	(49)
10. 金融機関別貸出金残高	(50)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2015. 3	53,161,306	3,564,315	34,654,333	6,253,774	59,737,736	18,989,407	6,399,037	91,379,954
2016. 3	58,505,536	3,133,079	35,826,345	13,717,126	58,275,029	16,932,987	8,539,818	97,464,960
2017. 3	61,592,384	2,423,827	39,887,691	22,307,657	62,067,325	10,947,791	8,581,129	103,903,902
2018. 3	65,576,322	1,774,498	33,899,762	27,949,397	52,283,016	10,660,039	10,358,130	101,250,582
2019. 3	66,470,201	1,262,239	34,314,079	18,388,352	55,691,300	17,103,794	10,863,073	102,046,519
2019. 10	64,861,184	978,048	34,089,854	21,563,856	53,484,338	17,759,626	7,121,266	99,929,086
11	64,623,419	940,978	32,882,995	20,680,925	53,200,627	18,136,480	6,429,360	98,447,392
12	65,007,106	904,143	33,746,302	21,596,296	53,422,982	18,770,545	5,867,728	99,657,551
2020. 1	64,612,385	866,306	32,954,120	20,671,339	52,600,227	18,311,171	6,850,074	98,432,811
2	64,741,039	828,909	32,629,644	20,340,164	51,892,223	18,045,584	7,921,621	98,199,592
3	65,307,792	791,446	34,725,115	18,550,383	54,596,258	18,314,178	9,363,534	100,824,353

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2020年3月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,547,000	-	2,878,814	79	3,085	-	57,428,978
水産団体	1,844,773	-	141,750	-	165	-	1,986,688
森林団体	1,924	-	3,787	-	4	-	5,715
その他会員	1,189	-	16,376	-	-	-	17,565
会員計	56,394,886	-	3,040,727	79	3,254	-	59,438,946
会員以外の者計	562,720	12,658	531,573	94,504	4,666,622	768	5,868,846
合計	56,957,606	12,658	3,572,300	94,584	4,669,876	768	65,307,792

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 348,215百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2020年3月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	2,014,741	104,773	112,608	-	2,232,122
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	46,682	3,137	7,946	14	57,779
	森林団体	1,909	1,422	4,929	1	8,261
	その他会員	1,000	-	20	-	1,020
	会員小計	2,064,332	109,332	125,503	15	2,299,182
	その他系統団体等小計	141,560	7,696	60,118	-	209,373
計	2,205,892	117,028	185,621	15	2,508,555	
関連産業	4,407,256	46,015	891,530	1,911	5,346,712	
その他	10,211,235	8,625	239,049	-	10,458,911	
合計	16,824,383	171,668	1,316,200	1,927	18,314,178	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2019. 10	7,205,551	57,655,633	64,861,184	-	978,048
11	7,100,937	57,522,482	64,623,419	32,980	940,978
12	7,762,356	57,244,750	65,007,106	32,980	904,143
2020. 1	7,572,685	57,039,700	64,612,385	10,000	866,306
2	7,853,656	56,887,383	64,741,039	32,980	828,909
3	8,350,176	56,957,616	65,307,792	22,980	791,446
2019. 3	8,329,909	58,140,292	66,470,201	32,980	1,262,239

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2019. 10	30,874	21,532,981	53,484,338	10,691,667	5,651	-	168,889
11	41,497	20,639,427	53,200,627	10,473,971	4,618	-	168,795
12	39,770	21,556,526	53,422,982	11,027,255	4,595	-	165,063
2020. 1	30,996	20,640,343	52,600,227	10,958,879	4,630	-	157,621
2	46,079	20,294,085	51,892,223	10,958,879	4,480	-	167,393
3	39,368	18,511,015	54,596,258	11,151,007	1	-	171,668
2019. 3	92,077	18,296,275	55,691,300	10,558,008	8,560	-	149,980

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2019. 9	67,419,941	66,303,063	1,139,256	2,288,478	2,114,072
10	67,567,984	66,358,788	1,237,080	2,288,479	2,114,072
11	67,462,149	66,325,732	1,166,147	2,288,483	2,114,072
12	67,781,361	66,366,488	1,105,657	2,348,677	2,114,072
2020. 1	67,269,232	66,076,557	1,090,995	2,349,153	2,114,072
2	67,409,362	66,041,880	1,034,804	2,349,153	2,114,072
2019. 2	66,929,062	65,594,346	1,274,970	2,188,482	1,976,207

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 2020年3月末値は、7月号に掲載予定。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2019. 9	37,190,857	67,193,757	104,384,614	701,307	610,866
10	38,098,835	66,833,292	104,932,127	699,456	608,850
11	38,060,609	66,847,306	104,907,915	689,650	598,698
12	38,665,784	66,843,469	105,509,253	694,427	609,920
2020. 1	38,224,744	66,549,764	104,774,508	696,107	616,480
2	38,924,463	66,018,839	104,943,302	689,759	610,847
2019. 2	36,458,689	67,633,691	104,092,380	623,869	539,907

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,184,192	4,040,198	27,865,464	99,929,086
-	1,960,223	4,040,198	26,849,594	98,447,392
50,000	2,094,330	4,040,198	27,528,794	99,657,551
-	1,664,200	4,040,198	27,239,722	98,432,811
-	1,590,414	4,040,198	26,966,052	98,199,592
-	792,594	4,040,198	29,869,343	100,824,353
-	1,048,091	4,040,198	29,192,810	102,046,519

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
16,377,286	1,211,359	2,091	17,759,626	172,983	6,942,633	99,929,086
16,749,447	1,215,902	2,336	18,136,480	403,384	6,021,359	98,447,392
17,394,510	1,208,079	2,891	18,770,545	188,541	5,674,592	99,657,551
16,946,574	1,204,858	2,116	18,311,171	163,530	6,681,914	98,432,811
16,701,813	1,174,035	2,341	18,045,584	131,352	7,785,789	98,199,592
16,824,382	1,316,200	1,926	18,314,178	54,330	9,309,203	100,824,353
15,750,449	1,200,746	2,616	17,103,794	44,368	10,810,145	102,046,519

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
73,467	44,779,129	44,725,891	50,000	1,163,517	18,712,669	7,843,684	1,780,512
71,860	44,570,121	44,510,912	70,000	1,172,721	19,003,875	7,972,104	1,805,010
75,782	44,149,619	44,100,434	65,000	1,175,322	19,280,251	8,022,582	1,827,491
83,328	44,362,076	44,313,605	80,000	1,183,132	19,412,129	8,107,988	1,845,486
70,297	43,716,197	43,663,080	35,000	1,194,535	19,455,513	8,114,621	1,849,783
71,648	43,702,002	43,652,861	40,000	1,206,185	19,604,498	8,121,557	1,849,227
66,668	44,914,698	44,860,612	50,000	1,069,551	18,871,448	7,893,454	1,973,104

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
420,386	79,563,536	79,358,074	3,837,403	1,348,186	21,955,958	155,212	609	
440,680	79,789,131	79,584,414	3,895,022	1,381,729	21,972,444	153,956	609	
433,190	79,665,373	79,453,800	3,944,740	1,401,904	22,011,169	154,317	608	
498,393	80,163,792	79,945,307	4,010,731	1,445,090	21,926,888	143,342	608	
445,635	79,401,521	79,191,955	4,008,357	1,428,511	21,907,148	142,480	603	
419,042	79,642,171	79,431,088	3,968,182	1,397,270	21,969,312	141,875	603	
421,397	79,187,702	78,922,380	3,969,633	1,498,721	21,830,708	153,126	629	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2019. 11	2,405,923	1,713,388	41,666	54,109	18,691	1,921,988	1,904,042	80,669	449,005
12	2,403,620	1,716,280	45,966	54,120	17,798	1,925,405	1,906,160	82,018	443,015
2020. 1	2,404,604	1,705,577	45,966	54,120	19,545	1,924,763	1,906,402	82,017	440,361
2	2,404,805	1,687,000	45,966	54,120	17,871	1,927,839	1,909,509	82,256	438,519
2019. 2	2,490,048	1,763,738	36,267	55,942	16,990	2,010,266	1,990,470	83,428	454,729

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 2020年3月末値は、7月号に掲載予定。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方					報 告 組 合 数	
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計		うち公庫 (農)資金
2019. 10	780,151	434,119	84,864	58,148	98,974	6,677	782,292	774,336	-	141,424	5,077	75
11	774,582	422,406	79,204	55,913	98,981	6,547	776,805	768,550	-	139,513	5,177	75
12	771,031	424,350	74,750	53,953	99,371	5,289	771,170	763,228	-	134,869	4,984	75
2020. 1	768,479	423,474	72,756	51,862	99,405	5,779	773,991	766,655	-	131,545	4,939	75
2019. 1	782,285	427,621	74,691	53,712	99,039	6,544	789,916	782,197	-	136,534	5,854	76

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	2017. 3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	
	2018. 3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399	
	高	2019. 3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220
		4	1,037,118	667,315	3,778,018	2,732,368	618,281	1,447,279	208,293
		5	1,034,205	665,401	3,797,306	2,719,714	612,439	1,436,614	207,441
		6	1,048,541	677,374	3,711,756	2,747,926	621,244	1,455,665	210,223
		7	1,045,634	675,720	3,746,166	2,716,895	616,001	1,448,201	209,840
		8	1,049,400	678,931	3,722,531	2,730,467	619,573	1,452,594	211,193
		9	1,043,846	674,199	3,767,275	2,714,929	617,796	1,455,694	211,804
		10	1,049,321	675,680	3,793,768	2,712,637	616,096	1,453,635	211,307
		11	1,049,079	674,621	3,814,351	2,732,002	618,868	1,453,681	211,248
12		1,055,093	677,814	3,753,587	2,758,676	623,946	1,465,868	213,244	
2020. 1		1,047,745	672,692	3,808,503	2,731,782	616,518	1,452,520	212,091	
2		1,049,433	674,094	3,809,838	2,751,312	621,150	1,459,611	212,742	
3	P 1,041,244	P 667,396	P 3,911,299	P 2,770,543	P 624,157	P 1,452,739	...		
前	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	2017. 3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9	
	2018. 3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0	
同	2019. 3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9	
	4	1.8	2.0	2.8	4.4	△8.1	1.7	1.8	
	5	1.7	1.8	2.5	3.2	△5.4	1.3	2.0	
	6	1.5	1.8	2.4	3.5	△5.2	1.5	2.2	
	7	1.3	1.5	2.6	3.3	△5.1	1.4	2.3	
	8	1.2	1.6	2.3	3.8	△4.6	1.4	2.6	
	9	0.9	1.4	3.2	2.9	△5.6	1.2	2.4	
	10	0.9	1.1	3.5	3.5	△5.1	1.3	2.5	
	11	1.0	1.2	3.0	4.1	△4.7	1.6	2.6	
	12	0.8	0.4	2.6	4.0	△4.9	1.4	2.6	
	2020. 1	0.7	0.4	3.4	4.0	△4.8	1.3	2.6	
	2	0.8	0.7	3.7	4.5	△4.3	1.5	2.7	
3	P 0.9	P 0.4	P 4.1	P 3.3	P △4.7	P 1.3	...		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 5 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	
	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
	2018. 3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2019. 3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
		4	206,996	59,162	1,937,863	2,122,716	474,916	714,863	114,518
		5	208,383	58,993	1,918,619	2,125,737	473,800	711,945	114,492
		6	208,850	59,217	1,926,734	2,134,817	476,617	714,787	114,792
		7	209,442	59,688	1,917,393	2,140,278	476,457	713,592	114,885
		8	209,859	60,475	1,911,774	2,146,976	477,498	715,636	115,450
		9	209,964	60,632	1,926,617	2,152,414	479,237	719,968	116,179
		10	210,115	61,671	1,915,480	2,154,842	478,288	716,750	116,045
11		210,402	61,951	1,922,989	2,161,841	480,961	718,865	116,431	
12		209,622	62,625	1,935,829	2,174,482	486,120	724,668	117,386	
2020. 1		209,348	62,648	1,933,960	2,175,844	484,423	719,056	117,016	
2		209,942	62,723	1,933,070	2,180,347	486,002	720,874	117,412	
3	P 211,752	P 63,306	P 2,021,184	P 2,200,339	P 493,551	P 727,094	…		
前 年 同 月 比 増 減 率	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8	
	2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
	2018. 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2019. 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8	
	4	1.5	8.1	2.4	6.6	△7.9	1.4	3.9	
	5	1.7	7.3	2.1	5.8	△5.2	1.2	3.7	
	6	1.8	6.3	1.5	5.6	△5.3	1.0	3.3	
	7	1.8	6.8	1.4	5.6	△5.3	0.9	3.3	
	8	1.9	7.0	1.5	5.7	△5.1	1.1	3.5	
	9	1.9	6.2	1.0	5.3	△5.7	0.8	3.1	
	10	2.2	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	3.2	
11	2.2	5.9	1.0	5.3	△5.3	1.3	3.2		
12	2.0	6.1	0.5	5.2	△5.3	1.0	3.0		
2020. 1	1.9	5.9	1.5	5.4	△5.1	0.9	3.2		
2	2.0	5.9	1.7	5.5	△5.0	1.3	3.3		
3	P 2.1	P 5.9	P 4.5	P 5.6	P △4.6	P 1.0	…		

- (注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 4 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2020年5月20日現在、掲載情報タイトル4,279件）

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ' and a search bar. Below the header, there are navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The main content area features a large banner with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a sub-header '2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。'. Below the banner, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The URL 'http://www.quake-coop-japan.org/' is displayed at the bottom left of the screenshot.

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020年6月号第73巻第6号〈通巻892号〉6月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社